近江商人

672.1
H524o
II

國立中央圖書館藏書
39. 5. 20

643196

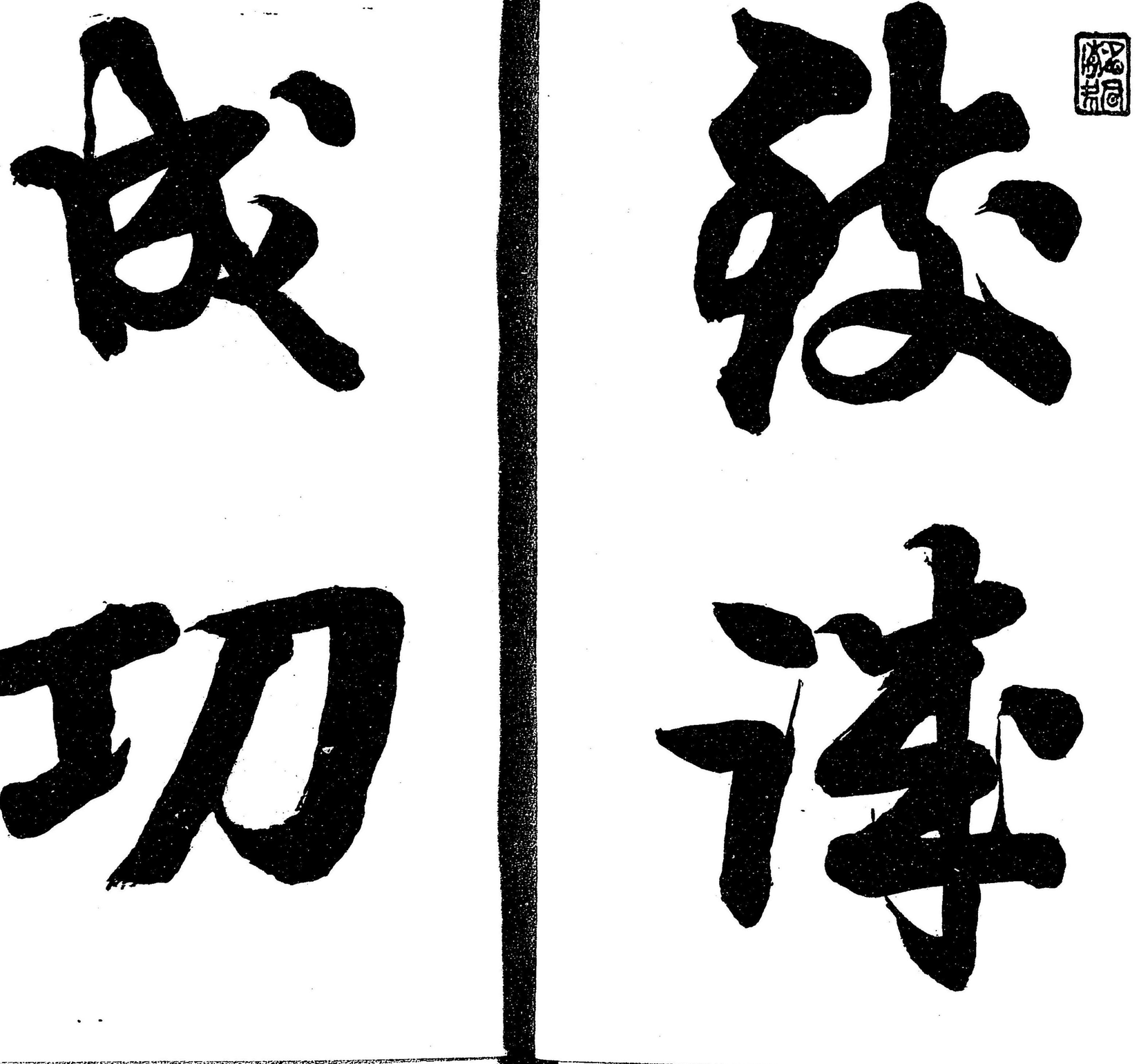

幸亥日

業

冥類

不背
傷肩
不能
成良賈

濡澤棠一書

序

論者云ふ、勤倹以て肉と爲し、忍耐以て骨と爲す、是れ近江商人の特長なりと、余嘗て近江商人の名を聞き、窃に之を欽慕する久し、而も當時未だ其實を究むるに由あらず、常に以て遺憾とせり、丙申の六月、職を滋賀縣立八幡商業學校に奉じ、乏しきを校長に承く、地は則近江商人の淵藪たり、育する所は則大半近江商人の子弟なり、而して其父兄保證人中、往々近江商人の錚々者あり、於是か其人に遇へば、則叩くに祖先の事を以てし、或は識者古老に就きて、逸事傳説を質し、或は家乘舊記を閲して、事實經歴を捜り、時には各家の本邸を訪ひ、家法の謹嚴と家道の隆昌とを觀、又支店に之きて、取引の着實と營業の盛大とを察し、遺業によりて其世其人を追想し、其他事に當り物に觸れて、意を近江商人の研究に注ぎ、今や則各家の祖先が、荷擔遠行、艱を蹈み險を踰え、虎子を虎穴に求め、寶珠を龍頷に捜り、晨に出で、夜に歸り、風雨寒暑を

避けず、艱難辛苦を厭はず、棉衣身に纏ひ、草食口を餬し、片絲尺楮敢て投棄せず、一文半錢決して徒費せず、而も自利を後にして、專ら華客の便を圖り、商品を精選して、その國家の事、公共の業、及び賑恤救濟の擧に關しては、極力出資毫も惜む所なく、積みて善く散ずる等の事實を審にし、始て論者の言人を欺かざるを知り、更に大に發明する所あり、乃ち歎じて曰く、近江商人は實に勤儉以て肉と爲し、忍耐以て骨と爲すのみならず、實に仁慈を以て血と爲す者なり、宜なり身を立て家を興し、慶を子孫に貽し、名を天下に顯はせることはと、欽慕益切なるものあり、因て思ふ、此等傑商良賈の事歷を編纂して一書と爲さば、唯青年立志の好資料たるのみならず、亦商海の珍珠ならんと、然りと雖事固より至難にして、旦夕の能くする所にあらず、空しく懷に存するのみ、今茲辛丑、本校創立二十五周年に相當す、其の祝典を擧げんとするに際し、忽又以爲らく、之が編纂を以て紀念事業と爲さば可ならんと、試に之を本會に謀る、僉曰く最も可なりと、

大に可なりと、於是宿志將に遂せんとす、余の喜如何ぞや、乃ち急に委員を選び、託するに調査編纂一切の事を以てしたり、然るに短日月を以て此至難の事を成さんとす、委員の勤苦想ふべし、今や編纂成るを告ぐ、倉卒の擧、調査未だ至らざる所あり、固より粗漏杜撰の譏を免れざるべしと雖、近江商人事歷の一班を知るに於て蓋し難からず、而して青年立志の好資料たるに至りては、深く信じて疑はざる所なり、若夫れ商海の珍珠たるは、更に他日の改訂增補に期するのみ、聊所思を陳べ卷首に題す。

明治辛丑五月

近江尚商會會長
滋賀縣立八幡商業學校長正七位　伊香賀矢六

例言

一本書は滋賀縣立八幡商業學校卒業生を以て組織せる我が近江尚商會に於て母校創立二十五周年紀念として普く會員に頒たん爲編纂せる者なり、

一編纂の微意は商家の修養に資するに在り然れども古今宜しきを異にするが故に所載の古人事歷中今日に適せさるもの間々之れ有らん唯其の精神を學び時に應じて宜しきを制し以て活用すべし然らずんば膠柱の譏何に由りて免れん

一近江商人の成功者古來多々之れ有り本書載する所は精確なる調査を經たる者に止る固より其の一班に過ぎず、

一排列の序次は年代の前後によると雖事實酷似せる者は相接するを避けたるを以て往々錯雜を免れず敢て軒輊する所あるに非ず、

一肖像遺墨等は寫眞師を派し各家に就きて撮影せしめ縣外居住の各家に

は其の寄贈を請ひたりされど謝絶せられたるもあり寄贈なきもあり又手續の洩れたるもありて全備せざるは遺憾なり再版の時を俟ちて之れが全備を期す、

一本書關係委員は母校教諭北川勝次郎（現今富山商業學校教諭）全平瀬光慶全平田昱雄全助教諭塚本義雄及び西川松桂（現今神戸商業學校教諭）全北川辰次郎にして編纂は平瀬氏の專擔に係る短期なり當初る諸氏の功勞實に多大なり茲に記して謝意を表す、

一終りに臨み特筆すべきは西川松桂氏が本書に於ける關係是れなり本會は氏に謀るに材料蒐集の事を以てせしに氏は其の所有井上政共編述近江商人の版權を寄與し尙多くの材料を寄贈せらる而して近江商人の事歷を編纂して世に顯したるは氏を以て嚆矢とし其の功沒すべからず因て謝意を表すると共に氏が當時苦心の一斑を左に摘錄す

西川松桂氏名は勝助家名を讓りて松桂と改む蒲生郡八幡町の書賈なり人と爲り豪宕にして奇氣あり交際に巧に談話に長ず少小より喜みて軍

記物語を讀み能く其の要を記す常に之れを人に語り又人の語るを聞くを以て無二の樂とせり成長の後三都及び諸國に至り人の近江商人を稱贊するを聞く毎に心中一種の快感を生じ爲に旅の疲をも忘れたりとい ふ、

明治四年の頃より書賈となり各種の書籍を扱ふにつけ心に思へらく近江商人中模範的人物多し然るに未だ世に顯はれず又之れを顯はす者なきは遺憾なり今之れが傳を編纂して世に公にせば一には其の人を不朽にし二には青年立志の資料ともならんと其の後明治十七年に至り志を決して近江商人傳を編纂せんと欲し之れを一二の友人に謀るに皆大に贊成せり然るに茲に困難なるは第一家政上專ら身を委ね難き事第二各家に就かざれば材料を得難き事第三自ら編纂する能はざる事是れなり因て種々苦慮の末神崎郡川並村淡海義塾主田中莊吉氏は豫て相識なれば編纂を託することゝし自分は商業上許す限り時日を割き各家を歷訪して漸次材料を蒐集せんと決意し先づ田中氏の快諾を得て大に喜び尋

で友人高田義甫氏の紹介により時の知事中井弘君を官邸に訪ひ賛成を得て勇氣を倍し夫れより第一着に日野町に至り名望家を歴訪し尋で神崎郡五ヶ荘能登川の豪家を訪ひ順次愛知犬上坂田の諸郡に及ぼし轉じて野洲栗太の二郡に至りしに或は不在或は謝絶或は調査の上など種々の事情の爲得る所極めて少かりきされど氏は其の後怠らず機を見て各家を訪問し一の材料を得ん爲數回歩を運び漸く之れを得るもあり得ざるもありて蒐集の困難一方ならざりしも屈せず撓まず彼の近江商人が瞼を蹈み峻を踰え行商せる時の心を心とし幾回となく歩を運び熱心蒐集に從事せり當初一百名の豫期なりしに五年にして五十名を得るに過ぎず其の艱苦想ふべし而して田中氏大阪商船會社に就職の故を以て編纂を辭したるにより一頓挫を來し〳〵が幸に中井知事の紹介により井上政共氏を八幡に聘して編纂を託し明治廿二年末に至り編纂成る近江商人是れなり嗚呼氏が家計未だ裕ならず主人にして番頭手代丁稚を兼ぬる營業繁忙中各郡名家を歴訪し東奔西走五ヶ年間怠りなく材料を蒐集

したる其の忍耐勤勉優に近江商人傳中の一人とするに足る是れ固より營利の目的にあらず只管近江商人の事歴を天下に傳へ以て青年立志の一助たらしめんと欲する篤志熱心に出でたるものなり氏は更に五十名の傳を編纂し第二編出版の豫定なりしも事情ありて未だ實行に至らず折しも本會編纂の擧を聞き大に喜び他に其の版權譲與を請ふ者ありて將に承諾せんとする場合なりしにも拘らず商人の事は商業學校こそ適當なれとの見地より斷然謝絶し終に版權を本會に寄與し且つ豫て蒐集したる第二編の材料をも併せて寄贈し更に委員として東西両京に奔走し少からぬ新材料を蒐集せられたり之れを要するに本會編纂の近江商人は其の材料大半氏の供給に係る豈深く感謝せざるべけんや氏齢六十九近時病に罹り既に癒ゆと雖歩行頗る艱めりされど體力衰へず元氣旺盛なり談近江商人に及べば娓々として口を絶たず實に近江商人に忠なるものと謂ふべし詠あり

商人のまことの玉の光りこそ
よろつ代てらす鑑なりけれ

明治四十三年五月

近江尚商會

近江商人目次

第一篇　總說

一、近江商人とは何ぞや……一
二、近江商人の濫觴……七
三、近江商人の發展……一六
四、現代の近江商人……二一
五、將來の近江商人……二七

第二篇　事歷

蒲生郡の部

西村太郎右衛門の事……三一
岡田八十次の事……三九
伴　傳兵衛の事……四五
西川傳右衛門の事……五一
森五郎兵衛の事……五九
市田清兵衛の事……六五
西川利右衛門の事……七三
岡田小八郎の事……七九

井狩三右衛門の事……八五
鵜川與助の事……八九
原田四郎左衛門 柳外の事……九五
山田新次郎の事……一〇一
藤原忠兵衛 源作の事……一〇七
西川甚五郎 重威の事……一一九
中井源左衛門の事……一二七
正野玄三の事……一三三
高井作右衛門の事……一四一
中山兵右衛門の事……一四七
小谷庄三郎の事……一五三

神崎郡の部

松居遊見の事……二一九
小杉五郎右衛門の事……二三二
松居久次郎 慶心の事……二四一

島崎善兵衛の事……一五九
細田善兵衛の事……一六三
西村重郎兵衛の事……一六九
西村與兵衛の事……一七五
竹村茂兵衛の事……一八一
矢尾喜兵衛の事……一八九
鈴木忠右衛門の事……一九五
藤崎宗兵衛の事……二〇一
山中正吉の事……二〇七
岡宗一郎の事……二一三

中村治兵衛の事……二二五
塚本定右衛門の事……二二七
阿部市郎兵衛の事……二六三

稲本利右衛門の事……二六九
外村與兵衛の事……二七五
小泉新助の事……二七九
高田善右衛門の事……二八五
山中利右衛門の事……二九三
中村武右衛門の事……三〇一
市田喜助の事……三〇七
川島又兵衛の事……三一一
藤井善助の事……三一五

愛知郡の部

小林吟右衛門の事……三七三
珠玖清治の事……三八一

犬上郡の部

不破彌三郎の事……三九九
堤惣兵衛の事……四一一

塚本助右衛門の事……三一九
市田彌惣八の事……三二三
阿部市太郎の事……三三五
中村治郎兵衛の事……三三九
小杉甚右衛門の事……三四五
塚本與三兵衛の事……三五一
塚本くの子の事……三五七
塚本みさ子の事……三六七

横田德右衛門の事……三八五
高田吉兵衛の事……三九一

西田庄助の事……四一七
中村梅泉の事……四二三

弘世助市の事……四二七
前川太郎兵衛の事……四三三
阪田郡の部
西居四郎右衛門の事……四五九
下郷傳平の事……四六五
薩摩治兵衛の事……四四一
伊藤忠兵衛の事……四四九
淺見又藏の事……四七三

近江商人目次 終

近江商人

第一篇 總說

一、近江商人とは何ぞや

草鞋脚絆、天秤棒を肩に山河を跋渉し、筑紫の極み、蝦夷の奥、苟も利の在る所は、千里を遠しとせずして、行商し、足跡六十餘州に遍きもの即ち是れ近江商人なり、富鉅萬を累ね、三都を始め樞要の地に店舗を置き、商界に濶歩するもの、即ち是れ近江商人なり、忠實業に服し、勤儉産を治むるは、其の家法にして、華を去り實に就き、荒怠相戒むるは、其の習俗なり、曰く機敏、曰く緻密、曰く勇敢、曰く忍耐、以上は皆其の通有ともいふべき長所にして、他邦商人と大に異る所あるを以て、是れ等の性質氣象も、亦世人が近江商人の稱呼と共に聯想する所なりとす、而して單に近江商人と稱すれども、決して廣義の稱呼にあらず、其主と

する所は蒲生神崎愛知の三郡にして、之に亜ぐは犬上阪田の二郡なり、即ち湖東五郡より出でたる商人に冠らせたる、狭義の名稱なりと知るべし、中に就きて、世人が常に稱揚せる八幡日野中郡の商人は、即ち近江商人の本源にして、此の三地方は即ち近江商人の根據地とす、故に此等地方を説明するは、強ち無用にあらざるべし、因て茲に其の大要を擧げん、

八幡は、蒲生郡の西端、湖涯に臨める地にして、今郡治の在る所とす、往古は宇津呂郷十三村の一にて、馬塲村といへる地是れなり、一條天皇の寛弘年中、男山八幡宮を勸請せし後、何時となく今の名となれりとぞ、豊臣秀次、近江の國主となり、天正十四年、城を八幡山に築くに當り、織田氏の居城たりし、安土山下町の商賈を移したるにより、始て市街をなせり、文祿年中、廢城の後、一時衰微せしが、徳川氏の世に至り、諸役免許地となし、奨勵を加へしにより、再び繁昌し、近江名邑の一となれり、當初幕府旗下の士の采邑なりしが、文政の末年より、幕府直轄の地となり、代官多羅尾氏之を支配す、天保十一年より、名護屋藩領となり、以て明治維新に至れり、市街は東西九町三十四間、南北五町三十六間、之を六十六ヶ町に區劃し、戸數千四百餘、人口七千二百餘あり、居民一般商工業を營み、農耕に從事するものなし、所謂近江商人の淵藪にして、殷賑の氣、鬱々葱々たり、蔘商大賈甍を連ぬれど、土地に營業せず、店舗は三府其他樞要の地に設け、店員をして販賣に從事せしむるが故に、本宅は家族の住居せるのみ、物産の主要なるものは、蚊帳疊表の二種とす、蚊帳は、原料を若越等の地方より仕入れ、之を染織し且つ仕立て諸方に輸出す、疊表は、湖邊各村にて作れる藺草を製織したるものにて、即ち近江表なり。

日野は、蒲生郡の東部に在り、山間の一市街にして、本と村井大窪松尾の三村を併せて日野と稱す、槍物の庄の内なれば「ヒモノ」の「モ」を省きて、日野と改めたりとぞ、又日野の牧といふ、天智天皇の朝、近江に牧を置かれし其の一なり、往古菅原氏の莊園なりしが、道眞左遷の後

木工寮の所管、日野家の荘園、大聖寺の宮湯沐の邑を經て、佐々木氏の所領に歸せり、應永年間、蒲生氏音羽城を築きしより、人民聚り來り漸く市街をなし、蒲生氏累世の居城地たり、天正十二年、氏鄉の伊勢松島へ移封の時、從ひ移るもの多かりしと云ふ、德川氏の世に至り幕府直轄地となり、正德二年より村井大窪共に加藤氏の領地に歸したれど、後村井は、幕領に復し、以て明治維新に至る、市街東西十七町南北五町、享保の頃、人家千五百餘ありしといふ、現今は、附近村落をも編入して、日野町と稱し、戸數千四百餘、人口七千九百餘あり、此の地亦近江商人の根據地にして、巨商大賈多く、豪富八幡と相伯仲す、大抵關東其の他の要地に出店し、番頭手代をして商事に當らしめ、主人は、時々往きて監査するを例とす、支店を設くる多きは十餘に及ぶものあり、盛況想ふべし、物産は、舊くは曲物椀及び茶にして、日野椀の名世に聞ゆ、氏鄉會津に移封の後、漆工を當地より召し椀を製らしむ、是れ會津塗の濫觴なりとぞ、茶は正野玄友といへる者、始て

製茶に從事し、後奈良天皇の天文二年、皇室に貢獻せしに、銘を旭山と賜ひ、元和元年まで、年々獻納せしといふ、今は皆廢れて、特り寶藥あるのみ、寶藥は、正野玄三（本書にといへる傳あり）之を日野寶藥の起源とす、時に元祿十四年なり、現今寶藥製造者三十餘戸ありて、盛に製造發賣し、之が行商に從事するもの亦頗る多し。

中郡は、郡名にあらず、町村名にもあらず、便宜上より成れる抽象的の名稱なり、卽ち神崎愛知犬上の三郡は、湖東諸郡の中央に位し、且つ其郡内に於ける行商出店者は、多く中部に屬する各部落より出づるを以て、之を概稱せん爲、自然に成立せるものなりとぞ、今一々各村落の狀況を擧ぐるは煩しく、且つ其の必要もなければ、畧して記せず、

但神崎郡の旭村、大字山本、南五個莊村、大字川並及び金堂は、固より田舍の一小部落なれど、一たび足を入るゝもの、誰か豪家櫛比の狀に驚かざらん、而して神社と云はず、佛寺と云はず、道路橋梁等に至るまで、能く手の行き屆きたる、又小學通ひの兒童を見ても、其の風

貌の清雅なる、他と大に趣を異にせるものあり、今支店を有せる豪商のみを數へ見るに、何れの部落も、十指以上を屈めざるべからずとは豈に驚くべきにあらずや、斯る富有の部落は、他に類例なしといふも決して溢言にあらざるなり。

之を要するに、近江商人とは、近江湖東五郡より出でたる行商者を稱するに始り、延て三都に店舗を有せる、近江出身の商賈を呼べるものにして、是れ等の商賈は、其鍛錬せる伎倆と、豐富なる資本とを以て、縱橫に活動し、他を制伏して、商界の覇權を掌握せるにより、終に名聲嘖々たる至にり、而して子孫能く先業を繼承し、連綿として豪富の地位を失はず、又其の遺風俗を成し、後人を感化するの深き、新進の商傑、世に隗ひ時に應じて輩出し、商界の覇者たる者多し、故を以て近江商人の名は、依然として今尙世に喧傳せらるゝなり、若し夫れ近江人が、何故に多く行商に從事したるか、又何を以て多く豪商大賈となりしか、卽ち起源如何、發達如何の趣味ある問題は、次を逐ひて說明せん、請ふ刮目して之を覩よ。

二、近江商人の濫觴

江海の大も涓滴より成り、千里の行も一步より始る、近江商人が、都市到る處に店舗を有し、王侯を凌駕するの富も、其の濫觴を尋ぬれば、一本の天秤棒より產出したるなり、而も何故近江人をして、封建割據、交通不便の世に當り、萬難を排して行商に從事せしめたるかは、既に幾多の星霜を經て、何等文獻の徵すべきものも無ければ、固より其の詳細を究むる能はずと雖、種々の事實を辿りて、多方面より觀察考究し、大要二種の原因あるを知る、卽ち一般的原因、特有的原因是れなり、一般的とは、各郡共通を意味し、特有的とは、一郡一地方を意味す。

甲、一般的原因

近江は、鎌府以來永祿年間まで、佐々木氏、世々守護を領し、要地各處に屬城あり、郡村到る處、武士の住居せざるなく、殊に湖東に於ては、爭亂時に起り、度々戰場となりたれば、自然尙武風を成し、當時國內の

有層、武士にあらされば農夫にして、商賈は、數に於て最も少く、且つ下層に沈淪し、未だ活動するを得ざりき、時世之をして然らしめたるとは云へ、亦其の地方が、運輸交通の便を缺き、物貨集散の巷にあらざるによるなるべし、徳川氏天下を一統するに至り、近江をして一諸侯の領有に歸せしめず、幕府の直轄、諸侯の領土、公卿の食邑、旗士の采地、社寺の所領等、凡そ百四十餘に分割し、犬牙錯綜の最も甚しきものとせり、蓋し、王城接近の地にして、異圖あるもの〻至尊を戴き、據りて以て天下に號令するに便なる國柄なれば、此の分割は、徳川氏が自家の覇業を安固にし、天下を制馭する政策として、頗る宜しきを得たるものなりとす、而も何ぞ知らん、是れ將來近江人をして、窮乏困阨の悲境に陷らしむる、結果を生ぜんとは、又何ぞ知らん、是れ將來近江をして、豪商富賈の淵藪たらしむる、一大原因ならんとは、既にかく分割せられた る近江は、政令區々の下に壓抑せられ、其の領主との關係、恰も今日の殖民地に等しければ、何れの領主も、民心を收むるより、寧ろ租稅を收

むるを以て政策とし、暴斂誅求至らざるなく、就中、蒲生神崎の領主は暴斂最も甚しく、愛知犬上の領主も、民の窘修を防ぐは、私財を貯へしめざるに在りとし、亦誅求頗る嚴しかりきといふ、人民の痛苦想ふべきなり。

由來近江は、沃野千里の國にあらず、中央最低の部分は、全く太湖に占められ、耕地は僅に山間と沿湖とのみなるに、山間は、磽确なるが上に旱害を免れず、沿湖は、常に水害の虞あり、而して上田頗る少く、下田多きに居り、其の割合、恰も三と七との如し、其の收穫は、多く肥料を施し、力を極めて耕耨するも、上田三石、下田一石五斗、上下平均二石内外に過ぎず、之を平年作となす、故に若し水旱等の被害あらんか、此の上、若干の減少を來すべく、殊に沿湖に於ては、一粒の收穫を見ざる年さへ、往々之れ有り、嗚呼、此の如きの收穫にして、彼の如き暴斂誅求に遇ふ、他に生産物の之を補ふもの有るに非されば、豈能く生計を立つるを得んや、然るに湖東地方の物産としては、八幡の蚊帳、畳表、日

野の寒藥、高宮の麻布、長濱の縮緬あるのみにて、其れすら當時は未だ發達せず、頗る微々たり、其の他、生計を裕にすべき、著しきものあるを聞かず、殊に經濟組織の極めて幼稚なる時代なれば、多數の勞役者を使用し、多數の手工者を要求する、製作所、工業場等の如きもの、更になかりき、故に窮民が飢餓を免れ、貧より救はれんとするには、唯商業に就くの一途あるのみ。

さても商業は、運輸交通の便あり、物貨集散の衝に當る要地にあらざれば、其の發展を望むべからざるものなるに、湖東地方は、此の要件の具らさるは勿論、郡村各領主を異にし、所謂政令區々、犬牙錯綜の境にして、互に相依り相助くるが如きは、望むべきにあらず、甚しきは、猜忌心を以て、相疾視するの狀あり、加之、商業上、專賣を許すの制度あり、何種の商業を問はず、何人も自由に營業するを得ざる等の不便もあり、鄉土に止りては、縱使商業を營むとも、安全に生計を立て得るか、否か、頗る覺束なしとす、故に、苟も、商業を以て身を立てんとせば、

勢、他邦に出で〻活動せざるべからず、是に於て、氣慨あるもの、先づ鄉土を去りて、行商を試み、意外の利潤を得て歸鄉せり、之を目擊するや、三人去り、五人去り、從事するものの追々其の數を增加し、就中、商才に敏く、未だ數年ならざるに、一廉の資財を贏ち得たるものさへありければ、人々皆、農耕の利は商業に如かざるを悟り、啻に、窮民のみならず、農夫も機敏なる者は、鋤鍬を拋ちて、天秤棒に換へ、武士も才畧ある者は、治平無事に苦み、弓矢を捨て〻、算珠を彈き、人心の歸嚮は宛然葵藿の太陽に於けるが如く、先きを爭ひて行商に從事するに至れり、是れ一般的原因にして、卽ち近江商人の濫觴なりとす。

以上の所說、更に其の要を撮りて、之を約言すれば左の如し。

一近江商人の濫觴は、行商に在る事。

二行商の胚胎は、德川氏の政策、近江を多くの領土に分割したる時に在る事。

三此の分割の爲、農民は領主の暴斂誅求に遇ひ、其命に堪へざりし事

四耕地少く、且つ肥沃ならず、其の收穫は、苛稅を濟し、生計を立つるに足らざるに、之を補ふ可き、生産物なかりし事。

五悲境に沈淪せる窮民が、飢餓を免るべき途は、農業を捨てば、唯商業のみなりし事。

六鄉土は、商業の要地にあらされば、商を以て身を立てんには、他國に出でゝ、活動せざるべからざる事。

七氣慨あるもの、先づ去て他國に行商を試み、意外の利潤を得たるより、續々行商者を出すに至りし事。

乙、特有的原因

堂塔雲に聳え、大廈甍を並べ、肆店交錯、物質集散の巷たりし安土山下町は、織田氏の滅亡と俱に、忽ち寂寞荒凉の鄉と化し去りぬ、商賈は營業の途を失ひ、恰も燕の幕に巢くふが如く、危懼の念に滿たされ日を送りしに、幾程もなく、豐臣秀次、八幡山築城の擧あるに會し、老を扶け幼を携へ、先きを爭ひて移住し、茲に一市街の成立を見る、之を八幡と

す、街衢整然として、肆店軒を連ね、商勢日を逐ひて盛況に赴き、人々漸く安堵の思ひを爲せり、豈料らん秀次罪あり亦廢城となり、市街は隨ひて衰微の己むを得ざるに至らんとは、時の商賈等、一たび否運を安土城の沒落に悲み、再び薄命を八幡山の廢城に歎き、浮雲月を蔽ひ、山風花を落す、誰かは塵世の無常を感ぜざるべき、此時に方り、勇敢にして才略ある者、決心すらく、徒に地方に居、小商賣に齷齪するのみにては一擧に遇ひて、忽ち粉骸せられ、到底安全なる生計を立て難し、如かず廣く顧客を諸國に求め、多方の富を攫取し、以て鞏固なる生業の基礎を築かんにはと、是に於て、地方物産を携へ、諸國に出でゝ行商を試みるあり、稍資産あるものは、京大阪に出店するもあり、德川氏の府を江戸に開くや、往て店舖を設くるものもありきと云ふ、是に由て之を觀れば八幡地方商人は、安土八幡再度の廢城に遭遇して、發憤激勵し、行商出店に從事せるものありしを知るべし。

蒲生氏、日野在城の時、大に商工業の發達に力を用ひしは事實なり、日

野椀の如き其の一にして、會津移封の後も、度々當地の職工を召して、其の法を傳へしめたるに觀て之を知るべし、又城下に於て鐵炮を製造せしめたり、今の鍛冶町は其職工の住所なりといふ、關原の役、當地より鐵炮三十組を德川氏に獻納し、諸役免許の朱印狀を得たるは、蒲生氏奬勵の結果に外ならず、氏鄉伊勢松島卽ち今の松阪に移封の時、町民多く從ひ移り、今尙松阪に日野町の名存せりといふ、是れ亦氏鄉が商業を奬勵し、商人を愛撫せしによるなるべし、日野人は常に蒲生氏を敬慕し、會津移封の後も往來絕えず、其の途次物產曲物椀等を携へて販賣を試みられたりと云ふも可なり、是れ日野商人の特有的原因なり。

又諸國の地理人情等を觀察して、後日の商業地を定むる等、茲に行商出店の端緒を開きたるもの〳〵如し、當時世人の思想は、全く地方的なりしに、山間に僻在せる日野人が早くも日本的思想を養成し、遠く關東地方に行商出店するもの〳〵續出するに至りしは、偏に蒲生氏によりて開發せられたりと云ふも可なり、是れ日野商人の特有的原因なり。

佐々木氏滅びて後、其殘黨更に他の侯伯に筮仕するもの多かりけれども

二君に事ふるを、欲せざる者、若くは「捨つべきものは弓矢なりけり」との感を抱けるものも亦多かりき、是れ等は大底農に隱れ、神崎、愛知、犬上の各村落に散居せり、然るに、農の利は極めて薄く、且つ手剛れぬ業にて、耕耘拙ければ、收穫も自ら少く、爲に生計裕ならずして、甚しきは衣食に窮するものもあり、武士は喰はねど高楊枝、こは是れ昔の身の上、今は農民なれば、高楊枝にては濟まされず、喰ふには働かざるを得ずして、爰に農事の傍、天秤棒を肩にして、麻布編笠、其の他日用諸品何くれと荷擔し、近鄉近在に販賣し、武士の果は半農半商となりて、纔に糊口を凌ぎけり、月日を經るに隨ひ、商ひも巧になれば、利益も隨ひて多きを加へ、商の利は農に勝るを悟り、近鄉近在猶且つ相應の所得あり、遠く他國に出で〳〵機敏に商はゞ、又一層の利益あらんと、思ひ到れば雄心勃々、抑へんと欲して抑ふる能はず、年少き者は、貨物を仕入れて他國に踏み出し、老いたる者は、子孫を奬勵して、之に從事せしむるに至れりといふ、是ぞ中郡特有的行商の嚆矢なりける。

阪田郡長濱は、昔時羽柴秀吉の居城地にして、其の雄壯偉大の氣象は、自然人心に感化を與ふる深かりしか、今に至るまで萬事雄壯の風尚あるは、人の知る所なりとす、商人の商業を經營するも亦然り、故を以て行商にも出店にも、偉大なる成功者を出せる、固より多からずとせず、然れども此の地方は、近江商人の本場にあらず、行商出店に從事するもの〻輩出せるは、本場商人の風を聞きて起るものなり、而して商豪商傑の躍を接するは、全く羽柴氏の感化によるものといふべし、之を此の地方の特有となす。

三、近江商人の發展

富は人の欲する所なり、欲と惡とは固より相反すと雖、富と貧とは決して相離る〻ものに非ず、富の種は貧の中に包まれ、貧の種は富の中に含まる〻故に、人々眞に富を欲し貧を惡まば、須らく常に富の種を培養して、貧の種を殲滅すべきなり、培養の道如何、一に努力奮闘に在り、殲滅の術如何、亦一に努力奮闘に在り、近江商人が天秤棒により、鉅萬の資産を造成し、三都到る處に店舗を有すの一大發展を致せる所以は、卽ち能く貧に處し、努力奮闘、以て其の包まる〻富の種を培養し、又よく富に處し、努力奮闘、以て其の含まる〻貧の種を殲滅せるに由る、而して其の努力奮闘の如何に慘憺たりしかは、諸ふ次に說く所を見よ。

海には滊船ありて、航行常に絕えず、陸には滊車ありて、一日百里、電車にも乘るべく、平坦砥の如き道路、縱橫開通し、運輸交通の至便なる今日に在りては、邦內は勿論、進みて海外に行商せんも亦極めて易々たれども、昔時封建割據の時代には、單に道路の險惡のみならず、往々其の封境を鎖して、他邦人の出入を許さゞる藩國あり、加之草賊山野に出沒し、惡徒宿驛に徘徊し、間々劫迫掠奪に遇ふあり、此の時に方り、重荷を擔ひて、徒歩行商を試みるは、非常なる勇敢忍耐を以てするに非れば能はざるなり、例せば湖東各地より江戸に往復せんには、一日十里詰として十日以上を要し、若し河止め等の障碍あ

れば、一ヶ月を費すに至りしといふ、況や鹿兒島松前をや、其の行旅の困難不便、殆ど今人の想像し得ざる所なり。

近江人が不幸の境遇に發憤し、鄉關を出でゝ行商を試みるや、天下を以て家となし、人間到る處青山ありとの決心を固め、草鞋脚絆、天秤棒を肩にして國產を擔ひ、嶮山を跋み、大河を涉り、或は中國四國を過ぎて九州に向ひ、或は關東奥羽を經て蝦夷島に渡り、或は花主を南海の濱に尋ね、或は顧客を北陸の隅に求め、六十餘州足跡の印せざる地なく、路傍の巖石に腰打掛けて、旅の疲れを慰むることあり、辻堂に眠りて、一夜の宿を借ることあり、三切の燒芋、一椀の清水、湯茶に代へて渴を醫するなど、あらゆる辛酸を忍び、幾多の艱難に耐へ、屈せず撓まず、精力のあらん限り、身體の續かん限り、孜々として商事に從へり、之をしも努力奮闘と云はずんば、何をか努力奮闘といふべき。

斯の如く努力奮闘して行商に從事し、其携へたる物貨の販賣を了るや、

直に其の地の生產物を仕入れ、其種類によりて、歸鄉の途次、若は歸鄉の後に販ぐもあり、或は更に他の需要ある國に往きて賣るもあり、一往一反、一國又一國、彼此地方の生產物を轉々し、又仕入れ、又販賣し、營々栖々、額に汗して遑あき息むことなく、且つ專ら薄利多賣を旨としければ、顧客の信用一方ならず、回一回と資本增加し、初、赤貧洗ふが如き身を以て鄉關を出でたるに、未だ數年ならずして、早くも數千金を贏ち得たるもの、往々現れ出でたり、今夫れ近鄉近在に行商するも、巧に仕入れて、機敏に販賣すれば、時に意外の利益を得ることあり、況や東奔西走、六十餘州に横行濶步するをや、其の利益の多大なるは、固より當然の事とす、利に敏き近江人が、爭でか斯の親易き道理に迷ひ、徒に商機を逸すべき、即ち當時交通不便なるが爲、遠隔の地は、互に確たる價格相場の聯絡なきに乘じ、生產地に就き、廉價を以て仕入れ、之を遠隔地に輸送して販賣せしかば、價格相場の如き、全く商人の意志によりて決定せるもの〻如し、其の利益の多大なる、推して知るべきなり、

又其の營業振りは、頗る大膽にして、相應資産ある顧客と認むれば、躊躇せず貸賣となし、時には强賣を試みることあり、されど現金支拂を要せず、且つ地方商品に比して、幾分廉價なれば、顧客は差向き不必要の物品をも、圖らず購入するに至る、是れ能く多くの商品を賣り捌く所以なり、但し貸賣を爲すとて、猥に之をなすにあらず、胸中確たる成算あり、卽ち豫て顧客の資産如何を詳知し、之によりて標準を定め、決して支拂期節に不拂を受くる如き、拙き貸賣を爲さず、其の取立方も亦頗る巧妙にして、萬一支拂困難の顧客ある場合に於ても、敢て之を逸することなかりしなり。

さても行商先覺者中、資産を造成するもの、往々出で來りければ、其の成功を目擊して、之れに倣はんと欲するは、人情の然らざるを得ざる所にして、鄕關を去りて行商に從事するもの、續々踵を接へ、遂に六十餘州往くとして近江行商人を見ざるなきに至り、茲に近江商人の名は、誰云ふとなく世に傳はれり、而して行商により産を造りたる者等は、敢て

小成に安んぜず、曾て行商中に於て、其の地理人情等を詳知したる諸國に就き、前途最も有望の地を選擇し、店舖を開き營業せり、然るに多年行商を以て鍛鍊したる技倆もあり、且つ資本も豐富なりければ、恰も猛虎の群羊を驅るが如く、忽ち地方多數の同業者を制伏して、獨り繁榮を占め、商運發展、朝日の昇る勢ひもて、益盛大の域に進めり、されば又更に土地を見立てゝ、一店を增設し、增設又增設、擴張又擴張、斯くして終に多數の店舖を有し、鉅萬の富を累ぬるまでの一大發展をなしたるなり、かくて大發展の後にも、決して其の地に移住せず、本宅は必ず近江の故鄕に置き、主人を始め家族皆此處に住居し、三都其の他の都會に在る堂々たる大商店は、一種の出店に過ぎず、故に近江は後世に至るまで、依然として近江商人の根據地たるを失はざるなり。

四、現代の近江商人

世人動もすれば云ふ、徒手にして起り、一代にして百萬の富を造れる者今の近江商人には、多く之れを見ずと、蓋し此の言たる、世人が今の近

江商人の財産を見て、是れ皆祖先一代の力とするの謬見に出づるならん、然れども徒手百萬を贏ち得る者、天下果して幾許かある、古今に通じて未だ多くこれを見ざるなり、故に之れを近江商人の祖先に索むるも、絶えて無くして僅に有るのみ、然るにこれを以て、今の近江商人に望むは恰も近江人に望むに、皆近江聖人たるを以てするに一般、豈亦難からずや、近江商人は、父祖其の基礎を造り、子孫堂を構ふるものにして、世を積み代を累ね、漸を以て豪富の地位に達したるを多しとす、一代にして之れを獲たるもの〳〵如きは、固より例外僅有の事に過ぎざるなり。

現今近江商人の一二流に居る者、大抵十數代を繼續し、其の新しき者も數代を經過せざるはなく、所謂門閥家を以て滿たされ、一躍此の地位に居る者、蓋し二三を超えざるべし、概して主人自ら營業の衝に當らず、家族と共に鄉里の本宅に定住し、店員を出店に派して、專ら營業に從事せしめ、時々往きて監査檢閲す、之を店廻りと稱す、其の家法は、勤儉を以て守成の第一義とし　常に祖先創業の艱難を追念して忘れず、其の

生活の如き、質素を旨とし、華奢を戒め、主人店員共に綿服を着するを常とすれば、其の服裝を見て、何れが主人たり、何れが店員たるを見分くるを得ず、店舗の如きも、猶紺暖簾の舊態を持する者多し、以て其の他を推知すべし。

出店は、全國各府縣北海道は勿論、延て朝鮮臺灣滿洲に散布し、更に進みて海外諸國に及ばんとする趨勢あり、就中其の大商店の最も多きは、東京の日本橋區、京都の中京、大阪の船場、關東地方にして、營業の主要なる種類は、呉服太物類及諸釀造とす、而して織物界は、近江商人の最も勢力を逞しくする所にして、三都の同業者中、其の七八分を占め、殊に大阪問屋は、織物界の司權者なるに、大阪は九分以上に居る、由來大阪の商權を掌握即ち近江商人とすれば、織物界の商權を掌握其の代表者を近江商人とすれば、即ち近江商人とするも、不可なきなり、釀造は、近江商人中、日野地方商人の生命とも云ふべく、主として關東地方に勢力を振ひ、其の店舗の數、實に百數十個所の多きに及べり、其の他近江商人の出店にして、各地方に

散在せる者、何れも皆其の地方屈指の商店ならざるはなし、近江商人の勢力、此の如く其れ大なり、其の名聲の全國商業界に嘖々たるもの、故なきにあらざるなり。

近江商店の組織、店員の養成待遇等、詔先以來、繼續襲用せる、特殊の點頗る多し、今其の二三を擧ぐれば、第一、家族的なること、卽ち店員は、大抵近江人の子弟を、幼少の時より仕込上げたるものなり、其の採用法は、固より寛嚴區々なれども、就中最も嚴なる者は、志望者の健康小學の成蹟を始め、父母親戚の人柄まで調査するあり、而して及第者は先づ三四ヶ月間鄉里に於て試驗的に使用し、其の人物を見定め、後之れを其の適する何れかの店に召し寄せ、猶二年許、見習として試み、始て丁稚小僧に採用するを例とす、其の養成方は至て親切にして、夜學校に入れ、又は他の方法にて、讀書算術等を學ばしめ、若し病氣に罹れば假令長病なりとも、親の許へ送り還へす樣の事なく、充分療養せしめ、不幸にして死去する場合には、醫藥葬式より、遺族に對する仕向萬端、主家に於て引受くる等、家族同樣の取扱をなすなり、斯く親切の下に養成せられたる店員なれば、主家を念ふ心殊に深く、一定の年期も明き、商業上の經驗を積みたる後にも、猶獨立營業せず、終身留り仕へ、一身を犧牲にして、只管主家の隆盛繁榮を圖るもの、往々之れ有り、是れ他國商店に類を見ざる所なり、第二、表面、或家の名義の下に營業すれど、裏面合資的にして、內部の者は、單に給料により使用せらるゝにあらず、大抵一年間の利益を配當せらるゝなり、故に他國商店に往々見る所の、主人死すれば、忽ち營業に變動を生じ、衰微を來すが如き患あることなし、第三、出店には、男子のみにして、女子を見ず、炊事洒掃の雜役をも、男子をして當らしむ、是れ一は行商時代の習慣と、一は出店にして本宅にあらざることによるべけれど、又出店卽ち商戰の陣屋なれば、主人店員は、勇將猛卒が、戰場に臨む覺悟を以てし、婦女を携ふるは、戰の妨げなりとの意にもあらんか、亦他國商店に見ざる所とす。

近江商人が、特色を放つ最大要素は、勤勉にして儉素、勇敢にして忍耐、

機敏にして緻密、以上の性能氣象と、遠征的氣風とに在りとす、而も近江商人が、何故にかゝる性能氣象と、氣風とを具有するかと云ふに、全く祖先が行商の艱難辛苦中に、養成鍛錬せしもの、遺傳的、習慣的となりて、子孫一般之を具有するに至り、何れの地、如何なる場合にも、其の個性を保ち、特色を放てり、是れよく祖業を繼續するのみならず、益増大發展せしめたる所以なり。

以上近江商人が現代勢力の一斑、及び他國商人と趣を異にせる數例に過ぎざれども、又以て近江商人の近江商人たる所以を知るを得ん。

將來の近江商人

原因ありて、結果を生じ、結果又原因となりて、次の結果を生ず、現在は即ち既往の結果なると共に、又將來の原因なり、故に現在を推して、既往を知り、將來を察するを得べし、近江商人の既往現在は、既に之れを畧說せり、因て今爰に、其の將來に論及せん。

近江商人は、能く現狀を將來に維持し、長く覇權を商界に握り、之れを失ふの憂なきか、將た時勢に制せられ、萎靡振はず、漸く衰微に赴き、終に祖業を墜すに至らんか、今現在の狀勢を推して、之れをトせんに、近江商人が、祖先より受けたる、所謂遺傳的性能氣象は、依然として之れを失はず、益鍛錬發揮され、從來幾多の變遷に遇ひ、殊に封建變じて郡縣となり、經濟攪亂の時に處して、巧に切抜け、毫も破綻を露さず、政治熱の旺盛なる今日にても、政界に雄飛せんの志を立つるもの少く、專ら商界に活動せんことを務め、從來の遠征的氣風亦發達して、海外に

及ばんとする趨勢あり、此等の點より觀察すれば、嘗に將來に維持するのみならず、世界に雄飛濶歩せんの日、期して待つべきものゝ如し、然れども世人云ふ、近江商人は、方今人文日に就り月に將む時に於いて、徒に舊慣先規に拘泥し、單に實地の經驗のみにより、重きを敎育に置かず、世の進運に伴はずして、頗る保守的否退守的に傾けりと、若し此の世評をして信ならしめば、將來萎靡振はず、終に祖業を墜さんこと、亦未だ必無と云ふべからず、之れを要するに、近江商人の現狀は、盛運の萌芽と、衰運の萌芽と、各其の一半を占め、相爭ひて發育を遂げんとするものゝ如し、前者にして充分發育せんか、そは最も喜ぶべきも、後者にして發育を擅にせんか、そは大に悲むべし、換言すれば、今は實に安危の分るゝ重要の時なりとす、古人云ふ、聲無きに聞き、形無きに見ると、況や聲あり形あるをや、須らく盛運の萌芽を培養し、衰運の萌芽を摘棄するに努むべし、豈恬然として安處すべき時ならんや。

試に思へ、祖先は封建不便の世に處し、區々たる地方の商業に安んぜず、天秤棒を肩にして、六十餘州の山河を跋渉し、千艱万難の中に、能く富の基礎を造りたるにあらずや、之れが子孫たるもの、万國比隣、通商自由の時に際し、蠡爾として島國内に蹐蹟し、僅に遺業を保持する如きは、決して祖先の志にあらず、宜しく遺風を追ひ、運命を異域に開き、近江商人の名を海外に博するは、決して容れども運命を海外に博すべきなり。

然れども運命を異域に開き、近江商人の名を海外に博するは、決して容易の事にあらず、草鞋脚絆固より益なし、天秤棒亦用をなさず、是に於てか、將來の近江商人は、左の如き資格を具ふる人物たらざるべからず。

一　身體强健なる事

二　學識經驗ある事

三　祖先傳來の性能氣象及び遠征的氣風を完備する事

故に近江商人は、今後重きを敎育に置き、其の子弟をして、先づ學識を修養し、身體を健全にし、實際の經驗を積むと共に、祖先傳來の性能氣象を鍛錬せしめ、他日世界の商戰場頭に立ちて、奮闘激戰、以て大勝を

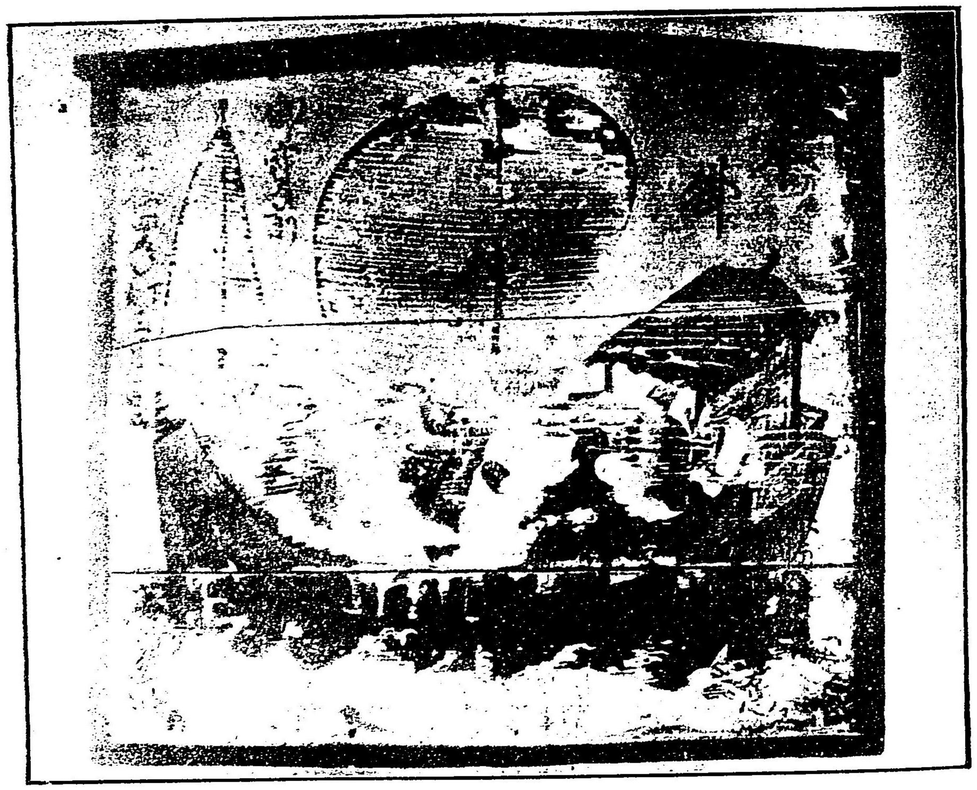

安南船圖

博すべき、天晴智勇の將士となすに努めざるべからず、是れ近江商人が、既往現在の勢力を、益將來に發展すべき要訣なり。

第二篇　事歴

蒲生郡の部

西村太郎右衞門の事

山田長政が、暹羅に渡航して、大功を立てたる事跡は、小學兒童も能く之れを語れり、安南に漂着して、偉績を顯したる顛末は、世人多くは之れを知らず、蓋し一は社記僅に之れを錄するに止ればなり、然れども太郎右衞門の績、固より長政の功に劣らず、且つ二百餘年前の昔時に於て、早くも眼を海外貿易に着けたる一事は、商界の偉人先覺者として、最も之れを欽仰せざる可らず、乃ち茲に社記と口牌に存する所とを併せ錄し、其の詳細は後考を俟たんとす。

八幡社記に云ふ、元和元年、西村太郎右衞門、八幡新町住人なる者、安南國に漂流し、武名を殊域に發揚せり、初め西村氏は商估にて、物貨を、

積載し、九州に赴く航海中、俄に颶風に遇ひ、逆浪怒濤天に漲り、進退自由ならず、船將に覆沒せんとす、依て西村氏始め乘組人は、運命を天に任せ、一心に氏神の冥助を祈る、船は風浪の漂ふに任せしに、漸くにして風靜に天晴れて、一の湊口に近づく、何れの國とも方角も分らざれども、試に上陸して、水を求め食を乞ばんと欲し、船を岸に漕ぎ寄するに、此地は戰鬪の最中にて、主客互に攻撃するを見て以爲らく、若し上陸すれば忽ち彼等に戮せらるべしと、畏怖の念を懷きしが、又轗然として思ふに、我が一行は素より魚腹に葬らるべきに、幸に此に着する上は、進みて主客一方を助け勝を制すれば、萬死を出で一生を得るの路もあらんと、更に鄕里の方面に向ひ、遥に氏神八幡宮を拜し、鬮を抽き正しき方を援けんと祈念せしに、城方は勝を取り、寄手は敗るとの神占を得て、海賊防禦の爲船中に備へたる甲冑を被り、刀を提げ上陸して、寄手の兵を打ち破り、全勝を獲たり、城方の兵員、其の勇武に感じ、大將軍と稱し、一城主となるに至る、此地は安南國なることを知れり、而して

氏は、思鄕の情に堪へず、一度故鄕に歸らんと思へとも、既に外國人となれば、歸國を許さゞる制度なれば、止むを得ず、安南國より額一面を送り、八幡宮に奉納し、親戚へも種々の贈り物をなし、他人に付託して、長崎に着せり、奉行之れを檢閲し、其額は奉行所に留置し、其の摸寫したる額を本社に送納せらる、今猶神庫に保存せり、此件は世人知るものなく、彼の山田長政の暹羅國にて勇氣を振ひたるとの一說に云ふ、八幡は舊豊臣秀次の城下にて、安土より寺院商家等を移しが、德川氏の初期には、湖東第一の商業地となり、九十九箇村の船舶、八幡港口に輻輳し、頗る繁昌せり、太郎右衞門の家は、同地にて最も商業の盛なる京街道新町（現今警察署の所在地）に在りて、蚊帳木綿類を商へり、故に商業は、幼時より經驗を積み、殊に天下を家とする近江商人なれば、頗る進取の氣象に富み、稍長ずるに及び、商船に乘り込みて、九州沿岸を廻り、所謂持下り商に從事し、自然海外の事情にも通ぜしかば、當時長崎より御朱印船の海南諸國へ往復するを見、海外貿易の有利なるを想察し、

雄心止む能はず、元和元年、數多の貨物を積載し、安南國に渡航せんとて出帆せしならんと。

又一說に云ふ、太郎右衞門は、角倉或は茶屋等の船にて、安南に渡航せしにはあらざるか、而して慶長十四年、安南近海にて難破したる角倉の船には、死者船長始め十三人、生存者一百五名ありと、確に傳れる事實を推考すれば、當時外國通ひの船舶は、百人以上の乘員ありしを知るに足る、されば太郎右衞門が、百餘人の乘員を率ひて、武功を顯したる事、其の人員の上より考へて、虛談ならざるを知る、船中に武器の用意ありしは、海賊防禦の爲なること亦疑ひなし、太郎右衞門安南に駐り、國王の眷顧を受け、富貴の身となりしかど、故鄕を懷ふ情止み難く、正保四年、彼の土を發し、長風萬里長崎に歸着せしに、當時鎖國令の布かれし爲、上陸を許されざるのみか、船中に積載せる方物は勿論、八幡宮に奉納せんとて、齎し歸れる渡航船圖の額をも、悉く官に沒收せられ、志大に齟齬したれど、國法なれば如何ともなす能はず、是に於て慨に堪ひて

奉行の免許を得、急使を故鄕に發して、親族を呼び寄せ、且つ渡航船圖の額は、當時長崎に來遊せる畫工菱川某に摸寫せしめ、親族の來るを竢ちて、具に事情を譚り、之れに託するに奉納の事を以てし、涙ながらに訣別を告げ、懷しき故鄕の空を後に見て、再び安南に向ひ出帆せりと。

其の後の消息は復た之れを知るものなしと。

又云ふ、太郎右衞門海外貿易の有望なるを察し、奮然意を決して、夥多の貨物を積み込み、安南に向ひ渡航せしに、案に違はず、巨利を博し、且つ或る功績によりて、國王の眷顧を蒙り、封土を有する身となりしが、居ること數年、懷鄕の情忍び難く、乃ち親族朋友に頒たん爲、多くの方物を積載し、長崎に歸航せり、然るに港吏其の上陸を拒みしかば、太郎右衞門は漂流に託して、百方陳謝する所ありしに、國法なりとて許容せられず、剩さへ物品をも悉く沒收せられ、空しく拘留の身となりぬ、太郎右衞門痛く之れを悲めども、何共詮方なく、是に於て畫工菱川某に渡海船圖の額を描かしめ、奉行に哀願して、之れを故鄕に送り、八幡宮に

拳納するを允され、身は長崎を發し、再び安南に向へりと。

以上諸說、多少の異同あれども、要するに太郎右衞門は、人と爲り豪宕不羈膽略ありし事、當時早くも海外貿易に着眼し、雄圖を抱きし事、安南に渡航して、一大發展を爲したる事、懷郷の情禁じ難く、歸航して長崎に着せしに、國法上蟄を許さず、恨を呑み空しく退去せし事など、偉人の一斑を窺ひ知り、以て其の全豹を想察せんこと、蓋し難からざるなり、嗚呼太郎右衞門は、數百年前航海不便の世に在りて、異域に發跡せしこと此の如し、若し通商貿易自由の今日に生れしめば、其の世界に雄飛活動する、果して何如ぞや、抑海外諸國在留者が、故國の神社に奉納せし額にて、現存せる者、寛永三年山田長政、同十年末吉孫右衞門、同十一年角倉了意、及び正保四年西村太郎右衞門奉納の四あるのみ、數百年後の今日、正保四年丁亥三月吉日、安南住西村太郎右衞門等の文字、歷々當時の偉績を語るが如く、又其の支那風の寬服を着け、唐團扇を採り、悠然船中に坐せる風貌を見れば、人をして無上の快感を懷かしむ、是れ實に其の肖像とも云ふべきものなり、明治四十年內務省告示第六十四號を以て、國寶に指定せられたるは、豈故なしとせんや。

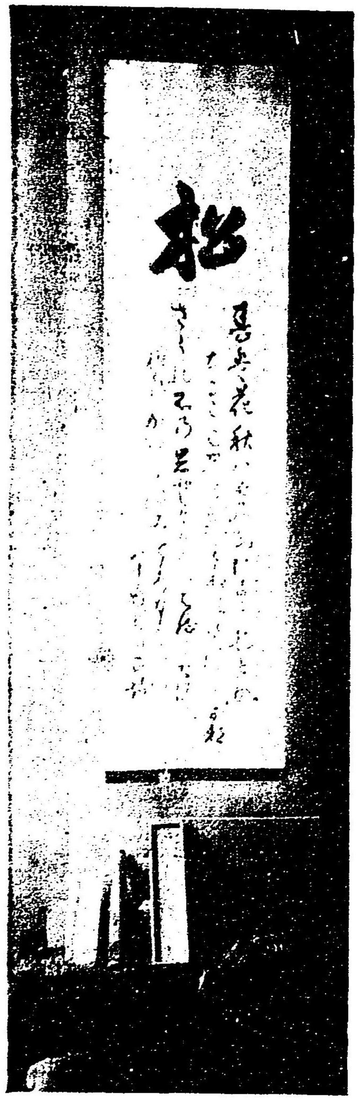

三代前八十次自筆及遺物

秀次公築城用材ニテ作リシ大極柱
盃ノ領拝リヨ公平松及

岡田八十次の事

汽車あり、汽船あり、電信電話あり、空中飛行も亦將に自由ならんとする、文明日新の今の世は、萬里の波濤を隔つる歐米諸邦も、比隣宛ら貿易極めて容易なり、故に北海道と内地とに於ける輸出入の如きは、恰も自家店頭の貨物を、前後左右に換置するに異らず、誰しも之れを口にするものなし、然れども今を距る三百年前、文明の利器とては何一つなき寛永年間に、北海道の物産を内地の諸港に運輸し、世の需用を贍すは、最も困難の事業にして、才識あり器量ある者に非れば、能はざるなり、而も當時岡田八十次が、能く之れを實行したるは、其の功勞極めて大なりと云はざるべからず。

岡田八十次は、蒲生郡八幡爲心町の商賈なり、初め同郡加茂村に生れしが、商を以て身を立てんの志あり、去て織田氏の居城地たる安土山下町

に移り、茲に永住せんとて、居宅を構へしに、圖らずも織田氏滅びて、安土市街は、火の消えたる如く忽ち衰微し、居民安堵の心なく、何れも憂に沈めり、八十次も去留に惑ひ、何くれと打ち案じける折柄、恰も好し天正十四年に至り、豐臣秀次城を八幡山に築き、新に市街を設けんとす、是に於て安土の居民は、擧て八幡に引き移り、八十次も安土を去て八幡に至り、爲心町に居を構へ商業を營めり、然るに幾程もなく、八幡城亦廢城となり、隨て市街漸く衰微に傾けり、八十次之れを視て以爲く、地方の商業、到底發展の目途なしと、乃ち志を立てゝ鄉關を出で、遠く奥州南部に旅商を試み、八戸港に根據を定め、四方に奔走して、呉服太物類を販賣せり、されど同港近傍は、多くは寒村僻鄉にて、宿望を達せんには、此の地方に安んずべきに非ざれば、傍ら商船を造りて、貨物を積み送り、松前城下に渡航して、販賣を試みたるに、頗る有利の見込立ちしかば、後には八戸を去て、松前を專業地となせり、さても其の頃は時運草昧に屬し、市街未だ全く開けず、商人の宿泊に供する旅館もなかりしかば、松前藩士工藤某の家に寓居せり、當時の不便想ふべし、幾程もなく稍地理にも通じたれば、同港なる大松前に假宅を構へ、之れを支店として營業を開始したるが、是れぞ岡田家支店の嚆矢なりける、斯くて八十次は、眞品廉價を主とし、正直誠實を旨として、油斷なく勵みしかば、一方ならぬ信用を得て、終に松前侯幷に同藩士の調進方となり、加之其の領内東西蝦夷地漁場數ヶ所を監督して、漁場を開拓し、此より産する鮭、鱒、鮭、煎海鼠、鮑、昆布等を、北陸諸港に輸送して、擴張せり、當時海陸共に不便にして、自ら渡航するにも、極めて困難なるに、屈せず撓まず、能く内地の需要を贈はしたるのみか、海産物の收獲方及び保存法をも、種々研究し、改良する所頗る多かりき、其の才識器量、豈及び易からんや。

倍又八十次一日松前に赴くや、偶海上を眺むるに、波間に隱見出沒し漂ひ來る物を見たり、漸く船に近づきしかば、怪しみながらも拾ひ揚げしに、神か佛か分ねども、正しく一個の木像にて靈物と認めしかば、崇敬

の念忽ち起りて止まず、時しも風烈しく浪荒き爲、箱舘灣に廻航し、龜田村に上陸せり、其頃箱舘には人家なき故、旅人は皆龜田村に宿泊せしにぞ、八十次も此の村に止りける、斯くて彼の木像を金刀比羅大神と崇め、村人と相謀り、爰に一祠を建てゝ安置し、爾來期日の祭典には、一回も缺ぐことなく參拜せり、箱舘興隆寺なる金刀比羅の神像は、卽ち八十次の祭りし木像なりといふ、されど同港は、其の後幾回となく、火災に罹りたれば、神像今尙存するか否かを知らず、八十次性質篤實にして、常に神佛を崇敬信仰し、寄附布施等には、毫も出資を吝まず、殊に金刀比羅神社を建立したれば、地方村民等は、大に八十次を信用し、最と篤實の商人なりとて評判高く、爲に商業も舊に倍して繁昌せりとぞ、八十次が斯くも信用を得しは、商畧秘術によるにあらず、畢竟其の篤實と神佛信仰との性行が、地方の人心に適合せるによる、由來信用は、才畧の上に歸せずして、德行の上に歸する者なれば、徒に才畧を以て之れを得んとすれば、反て之れを失ふものなり、商人は惡事と醜業とを除き、如

何なる事柄をも利用して、商機を進むべしと云ふ者あれど、是れ大に然らず、善事德行を積むを務めて後、始て信用ある商人たるを得るなり、故に涙荒き商海を渡航して、富裕の彼岸に達せんとする者は、須らく商才を鍛錬すると同時に、商業道德の修養に努むべきなり、才德兼備せば、招かずして信用自ら來り、商業發展して、自ら利し他を利し、延て國家の富を增進せんこと亦難からず、八十次晩年に至り、家督を長子に讓り、隱居して禪門に歸依し、自ら玄秀と號す、慶安三年五月八十三歲にして自宅に歿せり、子孫繼承して遺業を守り、以て今代に至れり。

伴傳兵衞の事

「露置かぬ草もありけり夕立の空より廣き武藏野の原」と太田道灌の詠みたりし、其の廣漠なる武藏野も、德川氏開府以來、四里四方人煙稠密の江戸と化し、明治維新に至り、更に一層の繁華を加へ、今や世界屈指の大都會とはなれり、東都の地となりては、此の大都の中央、最も熱鬧の市街たる、日本橋通一丁目に大商店を構へ、三百年來蚊帳麻布疊表等を販賣せる、近江屋伴傳兵衞の家系を按ずるに、大伴氏の末裔にて、參議宮內卿國道に至り、淳和天皇の御諱を避け、大伴を改めて伴と稱し、後累代歷然たる名家なりしが、子孫漸く衰へ、天正年間太郎左衞門尉資家に至りては、近江甲賀郡伴谷村の一鄉士に過ぎざりき、資家諸侯と往來し、殊に織田信長の眷顧を受け、本能寺の變、力戰して討死せり、遺子資則大に憤慨せしかども、事の爲すべからざるを察し、一族を散じて、安土城下に移住し、且つ當時戰亂相踵ぎ、一般の產業漸く衰ふるを憂ひ、

斷然意を決し、刀劍を脫して商賈となり、天正十四年、豊臣秀次城を八幡山に築き、新に市街を設くるに及び、安土を去て八幡に移り、爾來連綿として今日に至れるなり。

初代傳兵衞は、豪氣あり、敏才あり、廢城の後、八幡市街の漸く衰ふるを見、區々たる地方の商業、恃むに足らずとなし、奮然志を立て、地方物産を關東各地に齎し、天秤棒を肩にして、行商に從事せしが、寛永年間德川氏開府の時、機敏にも武藏野の草を拂ひ、率先店舖を設け、諸侯大身の邸宅に出入し、商業の基を開けりとぞ。

今爰に說かんとするは、二代傳兵衞にて、明曆年間の人なり、其の豪氣敏才ある、固より父に讓らず、能く遺緒を繼ぎ、夙に江戸に出でて、益業務を擴張し、店頭常に人山を築くの繁昌を致せり、甘き物に蟻の聚なが如く、利の在る所には、商賈の集ひ來る理りにて、傳兵衞が店頭の賑ひを見、來りて店舖を設くる者、日に增し月に加り、忽ち商家軒を連ぬる市街をなせりといふ、されば日本橋通今日の繁華は、傳兵衞亦與りて力ありといふべし、傳兵衞夙夜精を勵し、營業に拮据せしが、傍ら圍碁を嗜み、餘暇あれば敵手を求め、烏鷺を戰はすを以て、無上の快樂となし、斯道の上手名人を以て世に聞えしとぞ、抑圍碁は遊技の一にして、之れを嗜む者、業務の妨げなき範圍に於てせば、精神の疲勞を慰むるの效あり、殊に封建の世には、士人の最も嗜む所たり、蓋し圍碁の常石は、頗る陣法戰略に類するを以てなり、幸に上手名人の域に達せんか、王僕相將の門に伺候し、之れが階梯となりて、立身出世せんこと難からず、商賈も亦之れを資として、諸侯大身の邸に出入し、爲に商業繁昌せし例、尠からず、されど諺に所謂親の死期に會はざる者は、圍碁なりとて、之れを排斥するは、畢竟之れに耽り之れに溺るゝが爲なり、其の度を過さずして、能く之れを玩べば、決して益なきにあらず、若し夫れ度を過し耽り且つ溺るゝときは、獨り圍碁のみならず、天下の技藝、皆身を殺し家を亡すものと云はざるべからず、古人云ふ、一藝あるもの皆語るべしと、苟も藝に長ずる程の者は、其の心に得る所ありて、往々眞理を語り出づ

ればなり、又聞く、歐米人士は、學者實業家に論なく、自家の本業以外一藝に長ずるを尚ぶと、蓋し之れを利用し應用して、本業に便益を得、又其の精神に慰安快樂を感じ、自然人品をして優美高尚ならしむるを以てなり、傳兵衛の圍碁に於ける亦庶幾きか。

傳兵衛江戸に在りて商業に從事するや、常に諸侯の邸に出入し、殊に筑前柳川の城主、立花左近將監の邸には、度々伺候せり、其は商用のみにあらず、侯は圍碁に堪能なりしかば、傳兵衛を招きて、圍碁の敵手としたるに由る、或年の大晦日に、傳兵衛商用あり侯の邸に至りしに、侯は大晦日とはいへ、何の用務もなく、頗る間暇なれば、圍碁の好敵手もがなと、待ち構へつゝあれど、歳暮なれば、侯の外には無事間暇の客あるべきならねば、最も徒然に堪へ兼し折柄とて、傳兵衛の來るを聞きて、大に喜び、直に奥の別室に引き入れ、圍碁の敵手として、烏鷺の戰に餘念なく、一勝一敗暮の移るを知らず、數局を重ぬるうち、夕陽將に西山に傾かんとせしかば、傳兵衛之れを機として辭し去らんとせしに、侯之

れを許さず、燭を点じて局に對し、再び黒白を競ひ輸贏を爭へり、既にして夜も漸く更けしかば、傳兵衛今はとて、暇を告げしに、侯猶之れを許さずして、今一石と止めたり、傳兵衛も素より嗜む所なれば、又もや應ぜんとしたれど、明けなば元日のことゝて、松飾り其の他何くれと、準備に忙しければ、思ひ返して再び暇を請ひ强て歸り去らんとせり、侯復た之れを止めて、其方强て歸らんとするは定めて明日は元日なれば、松飾り等の指圖に差支あるが爲ならん、されど其の儀ならば、心配無用なり、明朝其方の歸宅前に、家來共に命じて、必ず立派に立てさすべければ、先づ今宵は緩々と、夜の明くる迄勝敗を爭はんとて、中々に聽き容れざりしかば、傳兵衛は此上否むべくもあらず、命のまゝに居止り、幾度となく、互に勝たん負けじと、相爭ふ程に何時しか鷄鳴遠近に聞え、夜はほの〳〵と明けにけり、時に勝負も定りしかば、傳兵衛は直に暇を告げてぞ歸りける、既に自家の庭前に近づけば、當時江戸の商家には絶えて見るを得ざる、最も立派なる松飾りの立てられたり、傳兵衛は餘り

の立派さに、吾家にあらざる心地して、偖はと思ひ家族に尋ぬるに、昨夜立花侯の御家人七八人も來られ、斯くも立派に飾り立てられたりと、打ち喜びて告げれば、傳兵衞も大に喜び、年新なる今朝、斯の事あるは、實に目出度き極みならずや、是れ商業益繁昌の吉兆なりとて、家族打ち集ひ、賑々しく元日を迎へけり、斯くて傳兵衞店前に立派なる松飾りは、大に人目を惹きしかば、事忽ち江戸中の大評判となり、傳兵衞は爲に一層の信用を博し、商業益隆盛に赴き豪商の名聲世に噴々たるに至れり、爾來慶應年間に至る迄、伴傳商店の松飾りは、年々立花侯より家人を派し、之れを立つるを例とせり、傳兵衞の圍碁に於ける、能く之れを利用し應用し、以て本業を益するものといふべきなり、伴家は當代に至る迄十餘世、連綿として日本橋通に大商店あり、其の商業の益繁昌しつゝあるは、世人の普く知る所なり。

西川傳右衞門の事

虎穴を探らされば虎子を獲ず、危險を冒さゞれば奇功を奏する能はず、而して危險を畏れず、艱難を避けず、奮往勇進するは、大膽敢爲の人、始て之れを能くすべし、西川傳右衞門の如き蓋し其の人なり、傳右衞門は寛永三年を以て、蒲生郡南津田村に生る、其の先は佐々木氏の重臣なりしが、觀音寺城沒落の後、世を忍びて同村に潛居し、細き烟を擧げ居れり、後故ありて八幡仲屋町に移住す、即ち現住所なり、傳右衞門は第二子にして、兄弟數人あり、幼より大膽にして、敢爲の氣象に富み、壯年に及びて一旦感ずる所あり、決然として商界に入り、僅に六百匁の資本金を以て、荒物雜菓子類を仕入れ、鄕里を去て遙々越後路に赴き、行商に從事せしに、當時は交通最も不便にして、江州人も旅商を爲す者未だ甚だ多からざれば、傳右衞門は意外の利益を得て、一層の勇氣を生じ思へらく荒物雜菓子すら斯くも多くの利あり、若し上方筋の物產を持下

りなば、其の利益如何ばかりならんと、是に於て荒物雜菓子類を廢し、專ら上方筋の物產を仕入れ、北陸及び奥羽地方に赴き、手廣く行商し、歲月を經るまゝに利益を增して、早くも一廉の資本を得たり、素より大膽敢爲の人なれば、何とて小成に安んずべき、更に活潑なる商事を經營し、大に家を興さんものをと、種々思を焦せる折柄、一日越後の知人の談に、蝦夷松前の地方は、未だ全く開けざる土地なれば、此の地方に行商せば、危險艱難は固より甚大ならんも、巨利を博するに相違なからんとて、其の風土氣候等をも語れるを聞き、傳右衞門は心中思ひ當る所ありて滿面笑を含みて、蓋乎辱なし、吾疾くより彼地に渡航し、事業を興さんの志ありたれど、其の機未だ熟せずして、決行に由なかりしが、今や神佛吾が志を憐み、貴公の口を假りて決行を促し給ふかと、大に悅び勇み立ち、善は急げと直に旅裝を整へて、出帆の日を待ち構へ、風波恙なく函山の地に着し、夫より漸次江刺箱館等を駈け廻り、上方筋の物產を販ぎしに、案に違はず非常の利潤を得て、遂に松前城下に根據を定

め、勤儉忍耐の間に、商機の熟するを覗へり。

茲に松前侯の家老職に下國安藝といへる人あり、剛勇にして誠實慈善の聞え高かりしが、一日傳右衞門は、或人の紹介によりて面謁せしに、安藝は傳右衞門の沈勇にして才敏なるを愛し、一見舊の如く、意氣投合互に胸襟を披きて談笑し、爾來交情日々に親密となれり、所謂同類相寄り同氣相求むる者か非か、斯くて傳右衞門は下國家老を訪ふ毎に、古今を論じ風月を談じ、或は慷慨腕を扼し、或は劇笑頤を解くを常とせり、傳右衞門時世の變に遇ひ、先きに感ずる所ありて、身を商界に投じたれど其の心の淡きは水の如く、義の重きは山の如く、純然たる武士氣質なれば、家老の信用一方ならず、遂に其の周旋によりて、松前侯の用達を命ぜらるゝに至りし故、傳右衞門は諺に所謂勝て兜の緒を締めつゝ、專ら正直誠實を旨として御用を勤めけり、傳右衞門或日家老の許を訪ひしに家老云へらく、吾蝦夷地は日本第一の海產場なり、身を挺でゝ奥地に踏み入り、漁場を開きて之を內地に輸送せば、一には國益となり、二には

自家の利とならん、されど常人には危險にして之を勸め難し、吾も未だ巡視せざる土地なれど、聞く所に據れば或は峻嶮なる山頂を踰え、或は斷崖絕壁の間を行き、積雪を蹈み、寒流を渡り、猛獸毒蛇に出遇ふなど艱難危險一方ならざれば、常人皆半途にして逃げ歸ると云へり、然るに貴公は沈勇にして才敏なる人なれば、危險を畏れず艱難を避けず、能く其の志を遂ぐべし、盍ぞ速に去て之れを試みざると勸むれば、傳右衛門は覺えず手を拍ち深く謝して云へる樣、吾此の地に渡航せしは、一大事業を興さんが爲なり、されど信用もなく地理も知らぬ身にて、輕卒に事業を興さんとするは、失敗自滅を招くの道なれば、勃々たる雄心を抑へて、今日まで時機の到來を待てるなり、今や幸に尊公の信用を得、且つ畧ぼ地理にも通じたれば、不肖ながら萬難を冒して奥地に入り、適當の地を索めて漁場を開き、大に海産業を興して家名を揚げ、以て後世子孫の本業となさん、男子志を立て〳〵此の地を去る、若し目的を達するを得ずば、再び生きて還らじと、勇みに勇みてぞ喜びける、夫より傳右衛門

は常に蝦夷人に近づきて狎れ親み、言語も漸く通ずる程になりしかば、下國家老の推輓を得て奥地に入り、土人と雜居して順路を探り、山を踰え水を渡り、加何にもして適當の漁場を得んものをと、愈々深く踏み入れり、當時蝦夷地は、人家極て少く煙の颺ること甚だ稀なれば、夏は天氣朦朧として霧深く、冬は寒威凜冽として風刀切るが如し、蛇蝮たる山脈は、積雪皚々として處々に喬木の梢を見はすあるのみ、傳右衛門は斯く凄まじく恐ろしき光景を意とせず、倍々勇氣を發し、積雪を踏み峻阪を攀ぢ、無人の山中幾度か猛獸に遇ひ、殆ど生命の危かりしこともあり、又幽谷に陷りて岩穴に眠りしこともあり、云ふべからざる危險を冒し、忍ぶべからざる艱難に耐へて、漸く連山を踰ゆれば、遙なる山麓に當り遠雷の如き響あるを聞く、怪みながらも冷え凍りたる足踏みしめつゝ下り近づけば、渺茫たる大河に、堅氷鏡の如く張り詰め、響は即ち其の下を流るゝ水聲なりき、傳右衛門は尚幾多の艱苦を經て、遂に忍路の地を卜し、爰に始て漁場を開き、其の近傍到る處網を下し、支店を福山に設

け、盛に海産業に從事せり、或人の句に「半分は氷に減るや寄する波」と、其の地寒威凜列の狀想ふべし、傳右衛門は單身斯る寒地に踏み入り、危險を冒し艱難に耐へ、多年の志を遂ぐるに至れるは、實に滿身皆膽といふべきなり、斯くて傳右衛門は松前城下に立ち還り、下國家老に面謁して、具に經歷を語り、多年の志願漸く其の緒に就きたるを謝せしかば、家老も大に喜び、貴公の沈勇と才敏とは、果して吾が見る所に違はざりきとて大に賞歎しけり、傳右衛門は漸次漁場を啟拓し、支店の庶務を整理し、一先故郷に立ち歸りて家政を修め、爾後毎歳漁場に往來し、一代の間四十餘度の多きに及べりとぞ、世に蝦夷地漁場持ちの稱あるは、此の頃より始りしなり、傳右衛門晩年に至り資産大に增殖し、豪富を以て世に聞え、寶永六年二月八十三歳にして歿せり、嗚呼傳右衛門が、所謂虎穴を探りて虎子を獲、危險を冒して奇功を奏したる、其の大膽敢爲の跡、聞く者誰か感奮興起せざらんや、

傳右衛門歿して後、子孫能く成業を守り、年を經代を累ぬるに隨ひ、倍

倍豪富の名を擅にし、以て當代貞二郎に至れり、貞二郎は十代の孫にして、亦剛氣果斷の人なり、若齡にして業を繼ぎ、明治の聖世に遭遇し、早くも時勢の變遷を察して、一大改革を決行せり、卽ち先代曾て福山支店を本店とし、名代人を置きて店務を整理せしめ、主人は毎年往きて、之を監視するを例とせしが、貞二郎に至り斷然福山店を廢し、忍路に總店を置きて各分店出張店を總べしめ、名代人を廢して自ら之れに臨み、更に總理人を置き監督の任に當らしめたり、是に於て商運更に大發展を來し、豪富一郷を壓するの勢ありしが、一朝災變荐に臻り、損害又損害殆ど收拾すべからざる狀態に至れり、て、一盛一衰は人世の免れざる所にされど剛氣以て之れに當り、果斷以て之れを處し、縮少の方針を執りて速に整理を遂げ、今や大鵬翅を收めて鋭を養ひつゝあれば、再び翼を北溟の天に振ふの日、其れ將た近きに在らん。

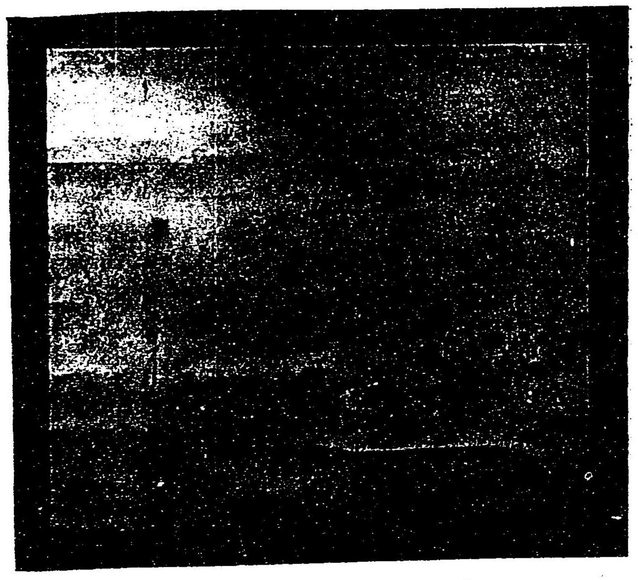

初代五郎兵衛筆

八代五郎兵衛

森五郎兵衛の事

人の世に處して、第一に養ふべきは、德義心なり、德義心ある者は、行ふ所として善に歸せざる無く、社會に信用せられて、家益富み榮え、德義心なき者は、爲す所として惡に陷らざる無く、世人に賤惡せられて、身に禍を招く、而して德義心の發源は恩を知るに在り、子として恩を知れば、能く親に孝を盡し、臣として恩を知れば、能く君に忠を盡す、忠孝は德義の最大なるものにして、恩を知る者始て之れを完くするを得れば、則ち德義は德義心によりて行はれ、德義心は恩を知るより發するを知る、禽獸すら心あるは猶ほ能く恩を記すといふ、人にして禽獸に如かざるべけんや、世には徒に權利を主張するを知りて、其の最も重んずべき義務あるを知らざる者あり、是れ恩を忘れて德義心の缺乏せる者なり、苟も權利を主張せんと欲せば、先づ義務を盡さゞるべからず、義務を盡さずして、權利を主張せんとするは、恰も代價を拂はずして物品を購入せん

とするが如し、斯の如き者は、世に疎んぜられ人に忌まれ、終に孤立となり、縦令身は關係繁き社會に生るゝとも、猶無人の境に處るに異ならず、何等の事業をも成就する能はずして、到底富榮の樂を望むに由なきなり、

蒲生郡八幡新町の豪商森家は、累代五郎兵衛と稱す、初代五郎兵衛が、舊恩を忘れず、常に主家を大切にしたる事跡は、實にこそ世に珍しき美談なれ、五郎兵衛は元祿年間の人にて、初め同地の豪商伴傳兵衛方に奉公せしに、性質温厚忠實にして、陰陽なく業務を勵み、一意主家の利益を圖りしかば、主家の眷顧一方ならず、傍輩も誰とて五郎兵衛を愛重せざるものなかりき、光陰矢の如く、月日に關守なく、五郎兵衛今は中年に達し、年期滿ちたれば、茲に主家を辭し、始て獨立して煙草商を營み、江戸及び其の近國に往來し、近江商人の特長たる行商に從事せり、然るに能く主家に在りし時の心を心とし、世の商賈の如く、自己の利にのみ汲々たらず、常に意を顧客の便利に注ぎしかば、忽ち信用を博し、僅々數年間にして、資金頗る增殖し、今は江戸表に支店を開き、國産の麻布及關東呉服を販賣せしに、其の着實なる營業振は、顧客の來聚を促し、店頭の賑ひ常に他店の右にあり、かくて歳月を經るに隨ひ、次第に販路を擴張し、商勢駸々として大發展を見るに至れりとぞ。

却說五郎兵衛は、主家奉公中、忠勤比類なかりしかば、別家して主家を辭する時、主家より資金と共に褒賞狀を授與したり、其の褒賞狀は、裏面に奉公中に於ける忠勤の次第を記載し、且つ主人傳兵衛自ら記名捺印せるものなりければ、五郎兵衛は感喜一方ならず、常に座右に置きて、片時も之れを忘れず、若し火災等の變事ある節は、金銀財寶はさて置き第一此の褒賞狀に注意して安全を圖りたり、又佛壇には主家の位牌を第一位とし、次に自家の位牌を置き、朝暮の禮拜常に怠りなかりき、五郎兵衛に弟あり、名を和助といふ、其の分家せんとする時、五郎兵衛舊主に請ひ、一旦和助を奉公に遣し、本家にて奉公人の式を踐みたる後、始て分家せしめたりとぞ、以上は固より一斑に過ぎざれども、五郎兵衛が何につけても、主家を第一とし、舊恩を念ふ情の厚かりしは、推して知

るを得ん、而して五郎兵衞が、舊恩を念ふ情の厚きは、即ち德義心に富める所以にして、其の爲す所行ふ所、一として善に歸せざるなく、終に名を成し家を興し豪商の列に入れるは、先づ其の義務を盡して後權利を擴張したる者といふべきなり、語に曰く、爾に出づる者は、爾にかへる者なりと、又曰く、上の好む所、下之れより甚しき者ありと、今夫れ己が成名興家の始を忘れて、舊恩を顧みざる時は、自家の奉公人等、自然其の氣風に倣ひ、毫も主恩を念はず、業務を勉めざらん、商家にして其の奉公人等、恩を念はず業を勉めざれば、商勢衰頽して、終に身代を傾くるに至るべし、之れに反して五郎兵衞の如く、自ら舊恩を忘れずして之れに報ゆるの情厚き時は、奉公人等亦其の德義に薰染し、常に恩に感じて主家の利を圖り、主從一致して商運開け、身代を興すに至るべし、數多の奉公人を使用せる商家の主人は、深く意を此に致すべきなり。

又五郎兵衞の人を用ふるや、臂の指を使ふが如く、命ずれば必ず從ひ、令すれば必ず行はれ、毎事意の如くならざるは無かりきとぞ、蓋し衞あ

りて然るにあらず、唯其の恩を知る心の擴充せられて、外顧客に對して懇切に其の便利を圖りしが如く、內奉公人を遇する最も恩惠ありしを以て、彼等常に其の恩に感じ、其の惠に懷き、縱令命令なきも、陰陽なく業務に服し、只管主家の利益を圖れるなり、況や命令あるをや、かくて奉公人中、勤續滿期の者多かりしに、何れも皆資金を分與し、獨立の商人たらしめたりといふ、然るに世の猾商は、其の奉公人中、忠實に勤續するもの輩出するは、家門繁榮上に、最も望むべき事柄なるを知らず、徒に彼等を別家せしむる爲、多くの資金を要するを苦慮し、其の將に別家せんとする期に近づき、誤りて放蕩の所行を爲す者あれば、速に悔悟せしむる方法を採らず、心窃に之れを幸とし、暫く知らず顏に打ち過ぎ、機を見て忽ち其の不行跡を責罰し、終に之れを放逐して顧みざるが如き、酷薄の處置を爲せるあり、豈憎むべきの甚しきにあらずや、斯る猾商は、獨り商界の罪人たるのみならず、實に社會の罪人なり、縱令法律之れを罰せざるも、人の須臾も離るべからざる德義上、

決して之れを寛假すべからず、世人多くは法律上の顯罰を恐れて、德義上の冥罰最も懼るべきを知らず、今夫れ奉公人は、已が商業上の股肱なり手足なり、猾商が目前の私慾に惑ひ、忠實なる奉公人を放逐するは、卽ち自ら己が股肱手足を切斷するに異ならず、終に內不平を釀し、外信用を損して、全く孤立の身となり、家業衰微して貧苦に陷るを免れざるべし、是れ德義上の冥罰にあらずして何ぞや、世の猾商は、五郎兵衞の事跡に鑑み、須く深く戒むべきなり、五郎兵衞歿して後、子孫遺業を墜さず、七代五郎兵衞の時、新に大阪に支店を設け、江戶店と同じく國產の麻布及關東呉服を販賣せり、八代五郎兵衞壯年にして歿す嗣なし、當代五郎兵衞支家より入りて其の後を承け、更に一層の擴張を圖り、商勢隆々、家運隆々、豪富一鄕に冠たり。

四代自筆　五代自筆　十代自筆　十一代自筆

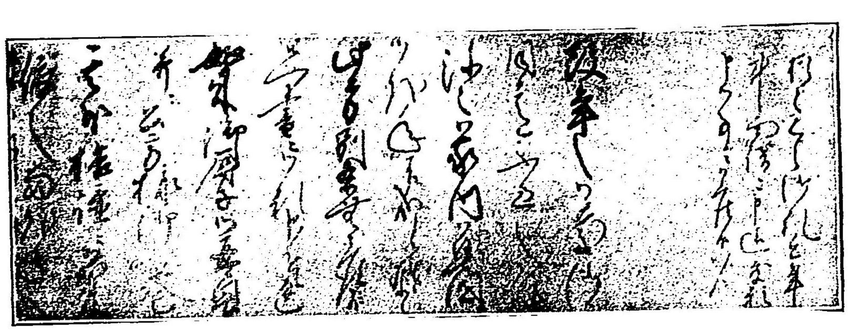

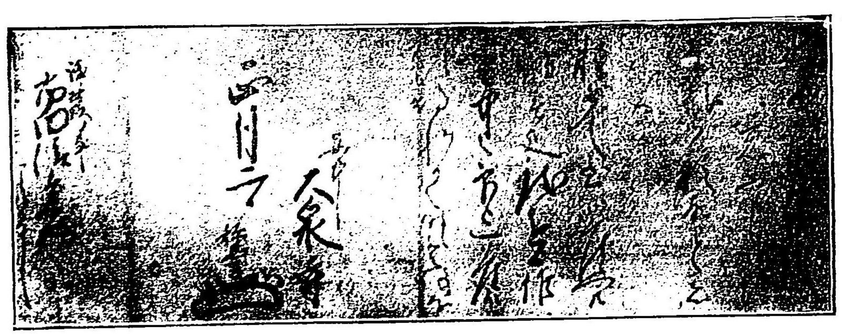

大泉寺ヨリ寄附禮狀

市田清兵衞の事

春過ぎて夏至り、秋去りて冬來る、時候は年々循環して、毫も其の序を誤らざるが故に、人々皆能く之れを豫知するを得、春に當りて夏の用意を爲し、秋に於て冬の支度を爲し、以て綿衣を酷暑の時に着し、帷子を嚴寒の候に服するが如き失態を免るゝなり、されど時勢は之れと異にして、變遷窮りなく、來去測知すべからざるが故に、識者もなほ察せず、時に之れを誤りて、困難失敗に陷ること往々之れ有り、凡そ處世の道、時勢を看破することは、誰しも必要缺くべからざれども、就中身を盛衰定めなき商業に委ぬる者は、最も時勢を看破するの明を具有せざるべからず、即ち常に機運の向ふ所を察し、豫め商畧を運らし、時勢に乘じて巨利を博すべきなり、若し一たび之れを誤り之れに後れんか、如何に綿密なる經營も、到底無効失敗に歸せんのみ、市田清兵衞の如きは、能く時勢を看破し巨利を博したる人にて、其の事跡

は、後世商人の龜鑑とするに足るものあり、市田家は佐々木氏の武士なり、神崎郡石川村に住す、庄兵衞といへる者に至り、一旦感ずる所あり、弓矢を捨てゝ商に歸せり、關白豐臣秀次の居城を八幡山に築き、新市街を設くるや、庄兵衞石川村を去りて八幡に移住し、新町に小間物商店を開始す、是れ慶長年間なり、庄兵衞歿して長男清兵衞嗣ぐ、之れを第二代とす、清兵衞頗る商才あり、當時旅商の最も有利なるを察し、僅少の資金を以て之れを始め、天秤棒を肩にして遙々關東に下り、信州上州の間を奔走して、小間物類を販賣し、歸途には彼の地の物産を仕入れ、鄉國は勿論京大阪及び近國へも賣り弘めり、只管商業の擴張に拮据せしが、不幸にして寛永二十年十月病歿せり、清兵衞有爲の身を以て、志業未だ成らず、中道にして早世せしは、實に惜むべきの至りなり、而も市田家の發展は旅商に在り、旅商は清兵衞の創始する所なれば、其の功績固より泯沒すべからず、後世子孫宜しく深く欽仰すべきなり、長子家を承け亦清兵衞と稱す、之れを三代とす、若年にして父を喪ひしかど、天資怜

悧にして先見の明あり、能く父の遺志を繼ぎ、熱心旅商に從事し、小間物類に加ふるに太物類を以てし、常に信州上州に持ち下り、上州安中驛萬屋左衞門方に止宿して、其の近傍各地を駈け廻り、次第に手廣く販賣し、其の歸國に際しては、上州産の麻、絹、生糸、眞綿等を多く仕入れ、江戸及び名古屋京都に賣り捌き、又大阪綿を信州上州に持ち下りて、常に多大の利益を獲たり、大阪綿を關東へ持ち下り販賣せしは、實に清兵衞を始となすとぞ、其の後清兵衞は、安中驛に假宅を設け、支店同樣に販賣し、益擴張の方針を執り、一意商畧を運しつゝありき、さても高崎は、現今關東屈指の繁都たるは、誰もよく知る所なるが、其の頃は安中驛に下ること數等にして、家屋の矮陋なるは勿論、家並續きたる本通りにても、前に莚を敷き米麥等を乾す家多く、半農半商の一邑に過ぎざりしに、清兵衞行商して此の地に至る毎に、熟々其の地理を察し思へらく、吾多年高崎の地理を案ずるに、今は農商雜居の一邑なれど、西北は信越に接して、中山道の官路たり、東南は奥州街道に通じて江戸に近し、後年必

ず物産繁殖し、市街發達して、貨物集散の要地となり、繁華を極むるに至らんこと疑ひなしと、因て常に人々にも此の事を語りけるとぞ、斯く清兵衛は、高崎將來の發達を豫想せしかば、支店開設の念、勃起して止まず、遂に安中驛の假宅を引き拂ひ、高崎田町貳町目柏屋利右衛門の家屋を借りて支店とし、嫡子孫市を店主と定め、是れより小間物商を廢して、太物幷に尾張參河及び大阪等より産出する繰綿持下りを專業とし、傍ら古着類を販賣せしに、豫想に違はず、高崎の追々發達して、繁華の市街となると共に、支店亦年々に發展し、繁昌に繁昌を重ね、以て現今に至れり。

抑清兵衛は、地理學を究めたるにあらず、又經濟學を修めたるにあらずと雖も怜悧にして商業に熱心なりしかば、其の緻密なる注意と、多年の經驗とにより、善く地理を相して、高崎將來の發達を察し、早くも店舗を設けて、子孫殷富の基を開きしは、所謂機運の向ふ所を察して、商畧を運らし、以て時勢に乘じたるものといふべし、世の學者、豈後に瞠若たらざるを得んや、清兵衛晩年に至り淨林と号し、正德四年正月二日歿す、壽七十有八、現今市田家の本宅は、新町より移轉して小幡町に住し、家道愈榮え、支店は依然として高崎田町に在り、商業益盛大なり。

一御公儀ヨリノ法度堅ク相守リ、御町内ニ對シテ無禮ナキ樣、心得申スベキ事。

家則三代清兵衛所定

一商賣ハ、以前ヨリ仕來リノ作法ヲ亂サズ、同心協力シテ時ノ流行ニ迷ハズ、古格ヲ守リ申スベキ事。

一店中ノ傍輩ハ、和順謙遜ヲ旨トシテ、諸事儉約ヲ心掛ケ、出入ノ者ハ老若男女ヲ問ハズ、叮嚀ニ取扱ヒ申スベキ事。

一店ノ者ハ、都テ幼ハ長ニ從ヒ、手代ハ番頭ニ下知ヲ請ケ、番頭ハ商賣向一切、支配人ノ下知ニ從フベキ事。

一若年ノ者ハ、支配人及ビ番頭タルヲ許サズ、奉公人ハ、中途ヨリ來ル者ニテモ、商賣向ニ相當ノ技倆アル者ハ、引キ上ゲテ重役ヲ申シ

付クベキ事。

一奉公人中、縦令相當ノ技倆アル者ニテモ、支配人番頭ノ下知ニ從ハズシテ、氣隨我慢ノ者ハ、速ニ暇ヲ遣シ、替リノ奉公人差入レ申スベキ事。

一金銀出入勘定ノ時ハ、支配人及ビ番頭立會ニテ相改メ、資本繰廻シ方粗漏ナキ樣、相心得ベキ事。

一商賣品ニ不當ノ利分ヲ掛ケザル樣、時ノ相場ニヨリテ、一統申シ合セ、時貸等ハ一切相成ラザル事。

一吾家傳來ノ商賣ノ外、別ニ新規ナル商賣ヲ增加セントスル時ハ、店中一統協議ヲ遂ゲ申スベク、商品仕入ノ時ニテモ、店中一統熟議ノ上、正當明白ナル物品ヲ仕入レ、曖昧ナル物品ハ、縱令如何程德用ニテモ、仕入相成ラザル事。

一奉公人ノ仕着セハ、二季ニ分チ、木綿麻布ノ外用ヒザル樣、堅ク相守リ申スベク、支配人及ビ番頭ハ奉公人ノ等級ヲ見計ヒ、順序ヲ亂

サズ相渡スベシ、奉公人中若シ自儘ナル衣類ヲ着タル者ハ、篤ト吟味ノ上、支配人之レヲ取リ上グベキ事。

右ノ箇條各々堅ク相守リ、立身出世スベシ。

西川利右衞門の事

武士の戰場に臨むや、進むこと有りて退くこと無く、將を斬り旗を搴とるにあらざれば、則主君の馬前に討死するを名譽とし、或は不幸にして君國の滅亡に遭遇せんか、城を枕に潔く討死すべし、されど若し討死の機會を逸する時は、或は山林に隱れ、又は佛門に入り、又は農工商に歸する等、宜しく其の意の向ふ所に隨ふべしといへども、誓ひて二君に仕へざる節操を完くすべし、西川利右衞門は、蒲生郡八幡新町の商賈にして、寛永年間の人なり、初代は勘右衞門と稱し、多年越前朝倉家に仕へ、當時屢弓矢を執りて戰場に臨み、武勇の働をなして、功名世に隱れなく、朝倉家屈指の忠臣猛士と呼ばれける、後、朝倉家滅亡の時に方り、勘右衞門は討死の機會を逸し、惜からぬ命をながらへしが、此の上は二主に仕へずと決心し、弓矢を拋ちて故國を去り、如何なる緣故のありしにや、遙々來りて蒲生郡市井村に僑居し、武士の果ては別に是れといふ渡世の

業もなければ、里中の兒童に讀書寫字など指南して、細々生計を立て、憂き月日をぞ送りける、長男は卽ち利右衞門なるが、父に讓らぬ剛毅の人にて且つ敏才あり、斯る田舍の佗び住居に朽ち果つるを欲せず、一日、慨然として思へらく、父は朝倉家にて武功拔群の忠臣なりしに、不幸にも主家の滅亡に遭遇せしかば、二君に仕へざる節義を立て、敢て贅を他家に委ねずして、此の里に隱栖し、憂き月日を送れるこそ遺憾なれ、若し此の儘經過せば、家名を再興すべき機會は、何時迄も到來せざるべし、既に他家に仕へざれば、舊主に對する忠義の道は立ちたるなり、今より斷然身を商業に委ね、巨万の富を獲、以て子孫万世の基を開かんと、遂に市井村を引拂ひて、八幡新町に移住し、始て疊表、緣地、蚊帳等の旅商に從事せり、是れ西川家商業の嚆矢にして、恰も二代目とす。

利右衞門嘗て一匹の馬を買ひ入れ、其の持ち下りを爲すや、之れに多くの荷物を駄し、自ら其の上に乘りて、毎に東海道筋を江戸に往來せしが、道筋の人々皆利右衞門を乘り下りの商人と稱して、頗る信用せり、

其の商事に巧みなりしこと概ね此の類なりき、斯くて熱心に着實に營業せし結果は、花主月々に增し、資本年々に殖えしかば、茲に大阪瓦町壹町目に支店を設け、屋號を近江屋、名を八右衞門と稱し、盛に販賣を試みけり、其の頃より利右衞門は才商の譽れ高く、乘り下りの商品は、瓦品廉價なりとの好評嘖々たりしといふ、利右衞門內には忠誠の心を蓄へ、外には着實を旨として營業を勵み、身は商人となりたれど、依然として武士氣質を失はず、世俗の慾に目のなき商人輩とは、自ら其の選を異にし、徒に自利に汲々たらず、深く意を利他に留め、勤儉富を致し、子孫の謀をなさんとす、其の世人の信用を得才商の名を博したるは、固より偶然にあらざるなり。

さても利右衞門は、一方ならぬ世の信用を得、今は商業上の算段、着々其の圖に中り、家運頓に開け、資產大に增殖せしを機とし、更に江戶に出で、日本橋通貳丁目に支店を開き、大文字屋嘉兵衞の名義を以て、本店と同種の商品を販賣せり、桃李言はず、下自ら蹊をなす、瓦品廉價の

商店は、廣告を須たずして、自然顧客の足をひき、大文字屋の店前、人山を築くの繁昌を來し、加之幸にも本丸西丸の御用を承り、其の頃名高き繪府提灯を賜はるに至れり、是に於て、世人の信用一層加はると共に、益營業に注意し、發展又發展、終に豪商の地位に達せり、當時日本橋通りに江州人の出店せるものを、總て近江店と稱し、其の商業の活潑なりしは、繁昌記に載せたる程にて、獨り日本橋通りの繁昌に効あるのみならず、全都の繁華を裝飾するものといふべく、就中大文字屋商店は、其の繁昌一頭地を拔きしとぞ、利右衞門没して後、三代利右衞門の時卽ち寛文年間に、二男庄六分家して、亦大文字屋と稱へ、蚊帳、綟綿、眞綿、砂糖を販賣し、三代庄六の時、本家に倣ひ江戸に出で、日本橋通り四町目に店舗を開き、本家に劣らぬ繁昌を來し、商運發展して、亦忽ち豪商の列に入り、其の後西川家は子孫相繼ぎ、本支俱に榮え俱に富み、以て現代に至れり、本家は十二代目。支家は七代目なり、嗚呼西川の流、其の始は涓間の涓滴に過ぎざりしに、終に溶々として息まざる、大河を爲すに至る、而も其の源は唯一片忠誠の心に在り、人豈忠誠の心なかるべけんや。

岡田小八郎の事

北條早雲、嘗て儒士をして、黄石公の三畧を講ぜしむ、其の首に曰く、主將の法、務て英雄の心を攬ること、早雲之れを聽き曰く、止めよ、吾れ既に之れを得たりと、後終に關東八州を畧有し、五世の基を開けり、其れこれ是れこは、大小輕重固より同日の談にあらされど、商家の要訣も亦務て人心を收むるに外ならず、夫れ恩威並び施し、赤心を推して人の腹中に置き、常に士卒と甘苦を同じくするは、即ち英雄の心を攬るの道なり、不當の利を貪らず、不正の物を販がず、虚言を愼み、約束を守り、誠實を主として、心を衆人の便益に存し、個人に對しては、個人の氣風に投じ、一國に對しては、一國の好尚に適す、即ち商家が、人氣を取り人心を收むるの法なり、蒲生郡八幡の豪商、岡田八十次の分家に、同苗小八郎といへる商賈あり、初代小八郎は、寛永年間の人にて、當初本家の爲に、九州地方の持下り商に從事せしが、就中鹿兒島を第一の得意場

さし、毎に藩内へも出入して、何時しか藩士某と、意氣投合し、親密に相交り、殊に両人は、圍碁を嗜み、技倆も伯仲の間に在りしかば、無二の好敵手として、時々相會し、烏鷺を戰はすを以て快樂とせり、或日小八郎は、商用の暇を得て藩士を訪ひ、例の如く碁席に打ち通れば、此の日や、霖雨始て霽れ、廣き庭園内は、青苔綠樹相掩映し、雨後の眺め云はん方なく、眞に爽絶快絶なりしにぞ、両人は此の風光を賞し、先づ三杯を傾けゝる、さて微醉の興に乘じて局に對する時、藩士云へるやう、今日は久々の好霽にて、心身頗る爽快なり、加之、久々好敵手の來訪に接す、徒に勝負せんは、興なければ、互に然るべき物品を賭けて、一層の景氣を添へんと、小八郎は拍手して同意を表し、何か良き賭物はと沈吟すれば、藩士莞爾として、吾れ若し敗を取らば、賭物は望に任せて取らすべしといふに、小八郎は大に滿足し、若し某が勝たざる時は、商人の身として別に呈すべき物なければ、身分相應に金子百両を出さんと誓ひ、直に石を握りて先後を定め、石配り常法に違はず、巧に陣取をなし、

機漸く熟して戰を挑み、互に追ひつ追はれつ、攻めつ圍みつ、或は切り或は殺し、東隅に失ひて西隅に得、左右に敗れて中央に勝ち、混戰亂戰、呼吸する間もなかりけり、既にして局面餘地なき頃は、互に生死の石ありて、勝敗見分け難かりしかば、石を排らべて地を作るに、僅に小八郎の勝となれり、藩士は頭を撫でゝ笑ひながら、勝負は時の運なり、兵家の常なり、敗れたる者決して弱きにあらずなど豪語を吐き、さて賭物は約の如く、貴公の望み次第なり、何なりとも望まれよと云ふ、小八郎はさらばとて中庭を指し、某は豫て御庭の飾り石の見事なるを羨めり、幸に彼の大石を賜はずやといふに、藩士聞きて思はず失笑し、彼の大石は、吾も愛する所なれど、約束なれば取らすべし、さりながら、斯る大石を何處へ持ち行くか、よもや鄉里近江迄は運ばれまじと云ふ、小八郎微笑して、勿論鄉里へ運送し、庭前に据ゑて、長く愛翫せん考なりとの返答に、藩士は呆れて、這は面白し、早々持ち行かれよと迫れば、更めて明日頂戴に參るべし、それ迄は御預け致さんとて、其の日は悉に辭

して歸りたり、後にて藩士は獨り心に思へらく、小八郎は元來豪氣あり、義を重んじ約を守る者なれども、算盤を胸に置く商人なれば、鄉里へは道程遠く、運賃を要する多きに想到し、節を屈して明朝必ず謝罪し、大石の代りに金子を求むるならんと、斯くて負けたる夜は眠り易きを幸と折、間もなく臥房に入れり、さて翌朝未明より、門外非常に噪しかりければ、藩士は何か變事にても起りつらんと打驚き、頭を擡げ耳を傾くるし節、家人は周章しく入り來りて云ふ、只今小八郎が、數多の人夫を引き具し、庭石を頂戴せんとて控へ居れり、如何取り計ふべきかと、聞くより藩士は蹶然として起き上り、直に小八郎に面し、昨夜心に思ひつる事共を打ち明し、其の豪氣と約に背かざるとを賞讃せり、小八郎は早速人夫と共に中庭に至り、大石を掘り起して、即日鄉里へ運送し、自家庭上の飾り石として、長く子孫に傳へたり、其の後藩士は、益小八郎の豪氣にして凡商に異なるを愛し、頻に同藩士間に稱揚せしかば、是れより小八郎は、薩藩人士の愛顧信用を博し、商業大に發展し、本家に讓らぬ豪商となれり、由來薩藩人士は、豪氣を好み、約に背かざるを尚ぶ、小八郎の心情と行爲とは、能く個人の氣風に投じ、一國の好尚に適したるを以て、自ら人氣を取り人心を收めたるなり、嗚呼小八郎は、所謂商家の要訣を知りたるものか、非か、岡田家は、屋號を松前屋といふ、嘗て尾張名古屋に支店を開きて繁昌せしことは、尾張名所繪圖に、其の壯觀なる店頭の狀況を載せたるを見ても知るべきなり。

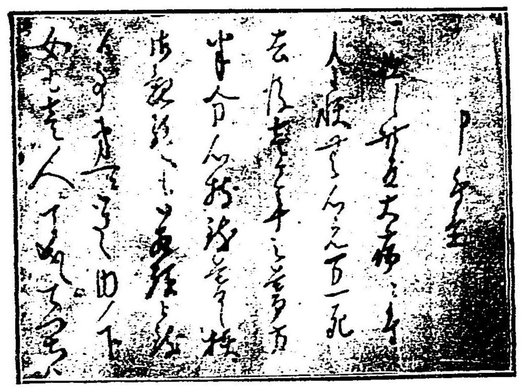

仝

井狩三右衛門筆

仝

井狩三右衞門の事

蒔かざる種子の自ら生じて、花を開き實を結ぶ理なければ、又棚より餅の墜ち來りて、開きし口に入りたる例もなし、故に苟も身を立て家を興さんと欲せば、必ず先づ之れが素因を造成せざるべからず、井狩三右衞門が衰運を挽回して、家道を中興し、富鉅萬を累ぬる身代となりたるは、決して開きし口に餅の轉げ込みたるが如き、僥倖偶然に成れるにあらず、畢竟勤儉忍耐へる耳種子を蒔きたる結果なりと知るべし、三右衞門は、井狩家六代の主にして、初代を三平と稱す、四郎左衞門の三男なり、三平別に一家を立て、八幡魚屋町に住し、店輔を大阪敏に設け、盛に餅干粕等の肥料を販賣せり、後、長子三左衞門をして之を繼承せしめ、自身は三左衞門の三男三右衞門と共に、新町三丁目に分家し、天和二年五月家屋新築落成を告げ、此に移りぬ、當時は商業頗る盛に、財産も饒にて富有家の稱ありしが、長者三代の諺に違はず、四代五代に至り、家運漸

く衰微に傾き、大阪なる支店も疾く引き拂ひ、今や生計殆ど支へ難きまで零落したり、六代三右衞門が家を承けたるは、恰も此の否運の時に際せり、三右衞門人と爲り謹直にして才幹あり、殊に勤勉業に服し、最も忍耐力に富めり、家を承けてより以來、一意專心挽回策を講じ、百方力を用ひたれど、燒け石に水を灑ぐごと一般、更に其の甲斐なかりけり、三右衞門思へらく、朽ちたる木は雕るべからず、糞土の墻は坊るべからず、既に衰微の極底に達したる我が家は、到底姑息の手段を以て舊に復すべからず、根柢より拔き去て、更に基礎を造くるに如かずと、乃ち斷然意を決し、寬政七年卯の正月年齡恰も二十四歳の時、懷しき古鄉を辭し、比牟禮の山を後に見て、知らぬ旅路に打ち向ひ、千辛万苦を忍びつゝ、日數積りて下野の國栃木の町にぞ着きにける、固より決心したる事なれば、手蔓を求めて或る酒造家の雇人に住み込み、朝は早く起き夜は遲く寢ね、力作賤役厭はず避けず、一生懸命、陰日向なく立働きけり、されば店主の眷顧一方ならず、傍輩の氣受けも惡しからず、思ふまゝに商業の練習を爲し、今は身に經驗を積み、腕に覺えもあり、嚢中亦多少の資財を貯ふるに至りしかば、いでや獨立して商業に從事せんものをとて、終に暇を請ひけるに、店主も諒て其の志を知りたりけん、快く其の請ひを容れたり、あはれ此の奉公數年間は、三右衞門が心身に、辛苦、悲酸、怨恨、憤怒、屈辱の數々、常人の耐へ難きに耐へ、忍び難きを忍びたる時にして、他日中興の瓦果を收むべき種子は、全く此の間に蒔かれたるなり、三右衞門既に暇を取り、今より獨立して商業を營まんとするや、豫て民情風俗を察し、見込を着け置きし事とて、常陸國下館町に赴き、同地に於て釀酒家の空家を借り入れ、釀酒業を營み、屋號を八幡屋といひ、名を四郎兵衞と稱す、寬に寬政十二年なり、爾來鄉里八幡の本宅は、祖母なる人の管理に一任し、自身は年々天秤棒を肩にし、山又山、阪又阪、崎嶇嵯峨たる木曾街道を往來し、恰も燕と一般秋往きて春歸り、十年一日の如く、辛勤經營の効果空しからず、資産漸く餘裕を生ずるに至りしかば、文政十一年新に宅地を同町に買ひ入れ、店輔酒藏を始め、住居一

切新築し、一層營業を擴張せり、是に於て八幡屋の名聲遠近に聞え、顧客相競ひて四方より集り、其の收益年々倍加するの盛況を呈し、茲に屈指の富商となりて、中興の志業全く成就せり、三右衞門家を否運の際に承け、能く此の盛運を開けるは、卽ち是れ艱難其の身を玉成せる者と謂ふ可きのみ、享齡六十四にして、下館町出店に病歿す、子三右衞門四十一歳にして歿し、其の子平九郎嗣ぐ、之れを八代とす、卽ち現代なり。

茶席前ノ大木ハ樫ニテ天正年間ニ植エシト云フ

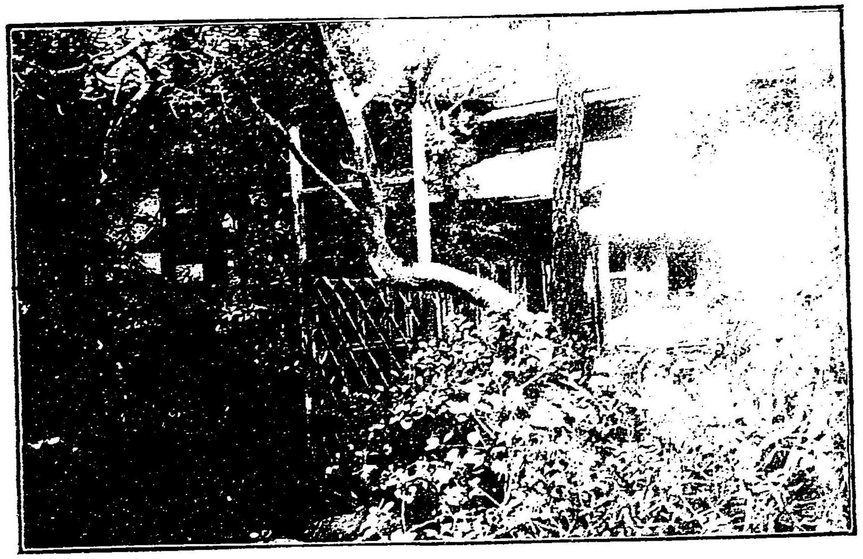

三代鵜川與助庭園

鵜川與助の事

怒は惡德なり、憤の破裂して外に發したるなり、譬へば猶心の火事の如し、速に消し止めされば、獨り其の身を燬くのみならず、累を其の親に及ぼすの虞あり、所謂一朝の怒に其の身を忘れ、以て其の親に及ぼすものなり、故に人は縱令如何なる恥辱を受くとも、爲に情を亂さず、能く怒を抑へて面にあらはさず、深く心の底に秘めて、奮起激勵せば、必ず之れを洗雪するを得べし、鵜川與助は、蒲生郡八幡町の商家にして、天保年間の人なり、其の祖先は同郡鵜川村の農民にて、長兵衞と稱し相應の身代なりしが、若氣の誤り、遊蕩に身を持ち崩し、稼穡の業怠り勝ちなりしかば、祖先傳來の田畠悉く賣り果し、今は活計も困難となり、親戚朋友にも忌み嫌はれ、全く孤立の身となれり、長兵衞茲に始て目を覺ましし、斯くては行末糊口にも窮せんと、痛く前非を悔いては、復た前日の長兵衞にあらず、身を愼み行を改め、一日も早く信用を回復せんと心

掛けたり、されど鵜川村は片田舎にて、農業の外別に爲すべき事業もなし、窃に思へらく吾今農業を勵まんにも、所有の田畠は既に賣代なして、一も餘す所なければ、小作するより外なからん、小作農は利分極て少く、發達の見込なし、如かず信用なき鄉里を去り、他鄉に之きて發展を圖らんにはと、奮然として意を決し、住み馴れし鵜川村を引拂ひて、八幡町に移住し、永原町にさゝやかなる家屋を設け、竹の柱に藁の屋根、僅少の資本もて商賣を始め、細き烟をぞ立てたりける、さても長兵衛は、如何にもして信用を回復し立身せんとの決心なれば、早く起き晩く寢ね油斷なく稼ぎしに、稼ぐに追ひ付く貧乏なし、商賣次第に繁昌して、家屋も店舗も稍觀るべきまでに發達せり、されば鬻に長兵衛を毛蟲の如く忌み嫌ひし親戚朋友も、追々來り親み、數年ならずして信用を回復し、以前に勝る身代となれりとぞ、人誰か過なからん、過てよく改む、善これより大なるは莫し、長兵衛若氣の誤り、遊蕩に身を崩しゝかど、一旦前非を悔いて、行を改め業を勵み、以て信用を回復したるは、所謂過てよく改めたるものなり、決して尋常人を以て之れを目すべからず。

長兵衛の後數代を經て喜左衛門に至り、始て釀醬に從事せしが、當時生計未だ甚だ饒ならず、喜左衛門は日夜孜々として營業に勵精し、宿志未だ成らざるに、早くも病歿せり、其の子與助は、實に鵜川家中興の祖ともいふべき人なり、幼にして敏才あり、人皆喜左衛門が子あるを羨めり、與助甫て十四歳の時、父一日氣分惡しとて、褥中に臥したるに、病日に重りて、醫療効なく、終に亡き人の數に入りぬ、與助の悲如何許なりけん、天性怜悧の者なれど、幼少にて父を喪ひ、岸を離れし小船の如く、寄るべなき身は、途方にくれ、泣くより外はなかりしが、親戚知人の助力を得て、送葬萬端法の如く濟し、營業を繼續する事となれり、偖も與助は、父が病床にありし時、醬油樽數十個を新調せんとて、從前取引せし桶匠の許に誂へ置けり、然るに父が死去の後、既に數十日を經過すれど、桶匠は更に持ち來らず、或日與助は桶匠の許に至り、先頃注文の樽はと催促せしに、桶匠は與助の顏を打ち守り冷笑していへる樣、汝が阿

爺は近頃死去せられしと聞けり、されば商賣は最早營み難かるべく、樽も入用なからん、假令入用なればとて、仕拂の覺束なき家には賣るを得ざれば、此の間悉皆他へ賣り捌けりと、與助は之れを聞くより、心中烈火の燃ゆる如く、勃然として怒り、拳を固めて桶匠の頭上に加へんとせしが、忽ち思ひ返して、斯る無法の奴輩を相手にするは愚の極なりと、所謂心の火事を消し止め、忿を抑へて面にあらはさず、深く憤を心の底に秘め、今に見よ必ず立身出世を遂げ、此の恥辱を雪がんとて、よき程に應答して歸宅せり、是れより與助は斷乎たる決心もて、煙管煙包の微物に至る迄、家財殘らず賣却して資本となし、粉骨碎身營業に努め、釀法を研究して良醬を造り、殊に廉價を以て賣り捌きければ、忽ち世の好評を博し、繁昌云はん方なく、終に縣下釀醬家の一位を占め、鴉川の醬油と云へば、誰知らぬ者無き全盛を極め、豪富の稱世に嘖々たるに至れり、今夫れ水の惰無き、風之れを激すれば忽ち波瀾を生ず、人の情ある、誰か侮辱を受けて忿怒せざらん、偉人傑士にあらざるよりは、決して忍

耐抑止するを得ざるなり、與助一介の商估を以て、能く烈火の如き怒を抑止し、憤を心底に蓄へて、片時も之れを忘れず、奮起激厲身を立て家を興し、以て恥辱を洗雪せり、其の心を執り行を制する、偉人傑士に愧ぢずと謂ふ可きなり。

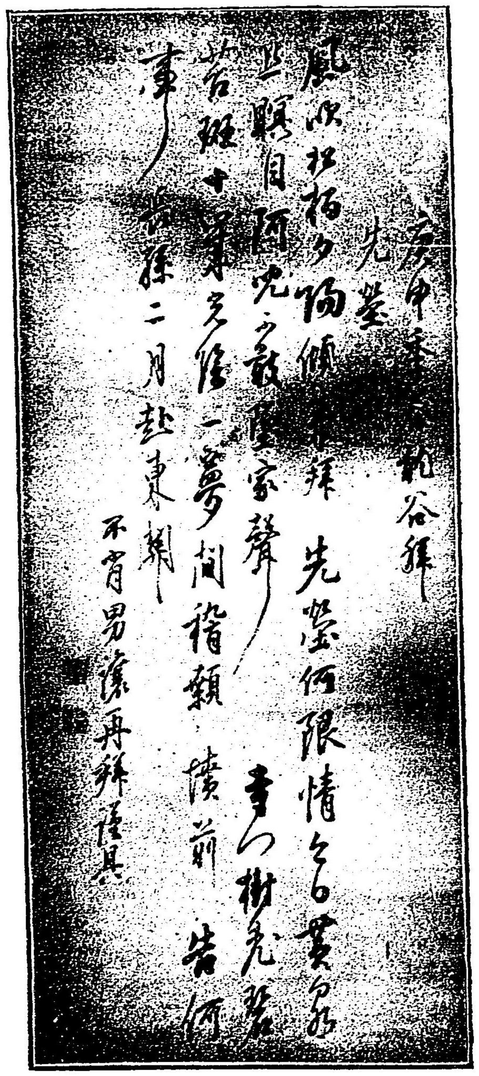

柳外筆

祖先四郎右衛門氏ノ自筆

原田四郎左衞門　柳外の事

商業と文學とは、古來柄鑿相容れずとし、文學者は商業を賤しみ、商業家は文學者を斥く、是れ共に誤れるの甚しきものなり、原田四郎左衞門柳外の如きは、能く此の二者を調和し、大に商業に勤苦すると共に、又大に文學を講究したる人なり、常に曰く、商賈は平生牙籌を執りて、專ら錙銖の利を爭ひ、毫も他を顧みざるものなれども、別に高尚なる嗜好の在る有りて、始て優美なる氣品を存養し、高潔なる志操を保持するを得べしと、柳外が亂廁も宜ならざる家道を整理し、幾多の勞苦辛酸を避けず、能く忍耐したるは、卽ち文學の嗜好によりて、自ら其の精神を慰むる所あるによるものならん、柳外は神崎郡金堂村磯部家に生れ、幼にして蒲生郡八幡小幡町の商家原田氏に養はる、名は讓、字は公基、通稱四郎左衞門といふ、柳外は其の號なり、又謙齋と號す、晩年別に半山人と號し、書屋を半山小樓と名づく、少壯より學に志し、博く經史に通じ、

最も詩書を善くす、詩は頼門の高足牧百峯に學び、更に益を梁川星巌、廣瀬旭荘、齋藤拙堂等に請へり、書は初め篠崎小竹に學び、後頼山陽の筆意に倣ひ、更に進みて唐宋の古法帖に及ぶ、平生親善する所の文士墨客極て多く、貫名海屋、藤井竹外、頼三樹等亦其の中に在り、此等の名流湖東に來遊するものあれば、輒ち自ら東道の主を以て任じ、人々をして意満ち て去らしめざるはなく、其の師百峯の如きは、數々來遊し、時に滞留數日に及びしといふ、然れども固より文學を以て世に立つにあらず、醸醤を以て家業とし、支店を上毛の藤岡に設け、日夕牙籌を執りて、營々利を爭ふの人なり、而して其の家に當るや、不幸にして商運頗る衰へ、家政幾んど支へ難き窮狀に迫れり、乃ち一意興復に志し、維れ勤維れ倹、惡衣惡食を厭はず、常に鉄無地の綿衣を着け、糲食を飯ひ、其の支店に在るや、僮僕と倶に業務を執り、出ては草鞋を穿ちて、得意廻りを爲し、入りては店頭に坐して、五合一升の攅醤油を進むる等、四十餘年の久しき、恰も一日の如く、艱難に耐へ、辛苦を忍び、遂に家道を回復して、

漸く盛況に向はしめたり、時に先塋を拜し、詩あり曰く

風吹テ松柏ヲ夕陽傾ク、來テ拜ス先塋ヲ何限ノ情、
今日黄泉須ラク瞑目スベシ、阿兒不ス敢テ墜サ家聲ヲ、

其の後益家業の經營に盡瘁し、曾に自家の利を圖るのみならず、又他人の便益を考へ、良品廉價を主義とせしかば、信用日に厚く、得意月に増し、商勢隆々として發展し、鉅萬の富を博するに至れり、嗚呼柳外は一方より觀れば、文學者にして商業家にあらず、他方より觀れば、商業家にして文學者にあらざるが如し、蓋し文學によりて、優美高潔なる氣品と志操とを存養保持し、其の修養したる精神によりて、煩瑣複雑なる商業の劇務に當り、勤倹忍耐、勞を以て樂となし、苦を以て樂となし、胸中綽々として餘地あり、終に能く衰運を挽回して、家聲を墜さず、慶を子孫に遺しゝは、近江商人中、別に一頭地を抜くものといふべきなり、其の讀書に耽るや、殆ど寢食を忘るゝ程なり、されど晝間業を廢して之れを讀むにあらず、一日の業を了り、家人皆寢に就くの後、獨り孤燈の

下に、餘念なく　讀し、時には東方の既に白きを知らざることあり、人あり嘗て勸むるに公職に就くを以てす、固辭して曰く、余の文學は、人の上に立ちて効あるものにあらず、家道を興復するに用ひて、力あるものなり、されば之れを用ひて、人の上に立つ如きは、斷じて爲さゞる所なり、又嘗て負債ありし身を以て、爭でか公職を望まんと、是に由りて觀れば、柳外の文學は、卓たる識見によりて講究せるものにして、其の修養の尋常ならざるを知るべし。

柳外性謙讓なれども、又剛毅なる所あり、故に如何なる事物も、其の心を動し得ざりき、嘗て支店にあり、一夜書を讀み深更に至る、偶、近隣火を失し、警鐘耳を劈く、家人狼狽爲す所を知らざるに、柳外は徐に一卷を讀み了りて後、始て之れを知りたるものゝ如し、又大津に渡航する時、風暴れ浪怒り、乘客皆色を失ふ、柳外獨り船尾に蹲坐して、詩を案じ默して語なかりき、又春筍の候、妻兒を携へて稻荷山に遊びしに、急雨一過、迅雷耳を掩ふに遑あらず、妻兒は倉皇籔中の小屋に潛めり、柳外獨

り杯を手にし、身の濡るゝを厭はず、詩を案じて平然たり、霽れて後、之れを覩るに、柳外の座に極て近き松樹に、落雷の痕迹ありきといふ。

柳外常に一家團欒、苦樂を忘れて相談笑するを、無上の快樂となし、時には簞食瓢飮、全家擧りて野外に遊ぶことあり、時にして語なかりき、又春筍の候、妻兒を携へて稻荷山に遊びしに、急雨一和合の眞趣溢るゝが如きもの、亦文學の賜にあらさらんや。

柳外明治元年八月二十五日病歿す、享年五十七、三男二女あり、長子又四郎嗣ぐ、尋で病歿し、次子亦早世す、三子嗣ぐ現代四郎左衞門秀和是れなり、遺稿二卷あり、谷如意、大竹莊造諸老の盡力と、小野湖山、日下部鳴鶴、岩谷一六等諸大家の援助とによりて上梓し、題して柳外遺稿と名づけ世に頒てり、就中、其の養ふ所如何を觀るべきもの二三を左に錄す。

吾人若要致二眞知一、只應二風簷取レ卷披一、
偶爾讀到二會心處一、舞踏何知髣如レ絲、
聖賢地位問二如何一、先求二吾心一乃能知、

如將聖賢置分外　讀破万卷亦何爲、

市聲馬語鬧塵寰、　日夕呼盃笑解顏、
身慣儉動能自健、　心隨力作却餘閒、
繙書密竹疎松處、　拄頰微吟半醉間、
三尺北窓清福足、　城居何必羨青山、

歲月豈容過、一日難再晨、吾年已三十、
文字未了因、雜作豈辭賤、僮奴共勤辛、
上有老父母、侍養更相親、祖業天所命、
不恨老市塵、四方非無志、豈能從此身、
三餘吾分在、讀書夜達寅、晩學何自棄、
孜々見日新、寸心一發憤、却問舜何人、

山田新次郎の事

語に曰く、三人行へば必ず我が師ありと、蓋し師は人にあらずして、全く我が心に在るをいふなるべし、夫れ三人同じく行ふ、其の一は我れなり、彼の二人の者、一は理に合して善を爲す者ならば、我れ法を取りて之れに從ふ、是れ善は固より我が師なり、一は理に合せずして不善を爲す者ならば、我れ反省し其の爲す所を改めて之れに由らず、是れ惡も亦我が師なり、三人猶且つ然り、況や社會衆人をや、社會に出でゝ汎く衆人に接する時は、賢人あり不肖者あり、智士あり愚夫あり、才子もあれば鈍物もあり、厚情人もあれば薄情者もあり、固より千差萬別なれども、己が心の持ち樣一つにて、何種何樣の人も、或は我れを導く良師となり、或は我れを戒むる嚴師となる、故に西哲「ソクラテス」も人の學ぶべき者は人なりといへり、然れども是れ尋常人の能くする所にあらず、感覺銳敏にして心に恥を知り、些少の刺撃にも、發憤激昂する者にあらざれば能

はざるなり、山田新次郎は初め新藏と稱す、蒲生郡南津田村の農家深尾某の二男にて、弘化年間の人なり、幼より農業に從ひ、朝夕星を戴きて出入し、耕耘怠りなかりしが、農業の收利は、極て僅少にて、到底家を興し富を致すに足らざるを知り、己れは二男にて家業を繼ぐべき身ならねば、他の然るべき業に轉ぜんと欲し、種々考慮せる折柄、或人來りて、立身出世を圖るは、商業より善きはなしとて、頻に商人とならんことを勸告せしかば、茲に始て鋤鍬を算盤に換へんとの志を決せり、さりながら聊も經驗なく、又資本もなければ、手の着け樣もなし、只管時節の到來を待ちて、徒に月日を送りけり、其の後新藏は、或人の媒妁により、山田某の相續人となり、名を新次郎と改む、山田家は、小間物、荒物類を、參河、遠江の國々へ持ち下る旅商なりしかば、新次郎の宿志始て酬いぬ、是れより新次郎は、從來の小間物、荒物の外、呉服類を增加し、天秤棒を肩にして彼の國に行商せしに、慣るゝに隨ひ利潤も增し、漸次發達の運に向ひしかば、進みて駿河の國にも足を入れ、一層營業の區域を擴

張せり、されど其の頃、資金を算する僅に貳百五拾金に過ぎざりきといふ、爾來二十年間、同國に往來して、一日も期を違へず得意廻りをなし、勤勉一方ならざると共に、專ら節儉を守りて蓄財に努めしかば、慶應元年の頃は、資本大に增殖せり、當時新次郎は、商業組合を結び、或侯國の物産販賣を引き受け、漸次隆盛に赴きければ、相與に喜び勇みて販賣を勉めしに、好事魔多し、人の心と秋の空、變り易きが常ならん、組合仲間の一人、約に背きて不正の所業を爲したれば、堅く結びたる組合も、忽ち土崩瓦解して、相互の間葛藤を生じ、二年餘も經過せるが、熱度益熾にして、無理非道の所爲多かりし故、新次郎も堪へ兼ねて、官の裁定を煩さんとしたれども、時恰も明治戊辰にして、近畿を始め關東奥羽の各地、戰亂の巷となり、幕府倒れて明治政府將に起らんとする際なれば、裁定を請ふべき所も定かならず、新次郎は時勢の變遷是非もなく、無念の涙を呑みて過ぎける內、非常なる損失を招き、家道頗る衰微せしこそ不幸なれ。

さて新次郎は、家道不如意となり逼塞の際、一日豫て出入りの肴商、鯛、鯉、鮒等河海の鮮魚を數多擔ひて、新次郎の宅に入り來り、何か召し給はずやと請ひける故、多年出入りの肴商なれば心置なく、此頃は吾家も云々の次第にて、家事不如意となり、肴も以前の如く多數を要せずとて、少々買ひ取りしに、肴商は新次郎の話を打ち聞き、心に思ふ樣、偖ては此の家も窮鬼の宿となりしか、斯くては拂ひも滯り、果ては損失ともなるらんと心配し、辭を設けて云へる樣、某も近頃損失打續き、資本に手支へつゝあれば、貸し賣りは一切相斷り、現金にて商ひ居れりと、之れを聞く新次郎は、二の句も繼がず、直に現金支拂ひをなし、肴商の去りし後、覺えず長大息して曰く、嗚呼人情は斯くも輕薄なるものか、多年吾家に出入して、正直者、親切者と思へばこそ、彼れが資本に窮せし時、金子を貸し與へ、及ぶ限り世話せしなれ、さるを吾家不幸にして身代不如意となりしを知れば、忽ち反覆して、肴代をも拂はぬかと邪推し、貸し賣は致さぬ現金商ひなりといふが如き、恩を仇なる言の葉は、實に口惜

しき限りなり、此の上は速に回復の道を講じ、以前に勝る資財を造り、以て今日の恥辱を雪がんと、痛く發憤激昂せり、因て思へらく、斯く茫然と光陰を送りなば、此の上倍々貧賤に陷りて、人の辱しめを受くること限りなからん、速に從來の旅商に服することこそ宜しけれと、是に於て頻々東海道筋の國々に行商し、明治元年より十四年頃迄、怠らず資本を蓄積せしが、今や富有の身代となり、大に家政を改革一新せり、或日新次郎は熟々時勢の推移を考へ、今や日に月に物價下落する折柄なれば、資本を纏めて貯蓄するの勝れるに若かずとて、其の子にも商業を營む時にあらずと警めしとぞ、當時新次郎が、商業に手を退きて、蓄積せし事跡を見れば、强ち利益あるべしとも思はれざれども、明治十六年に至りて、百圓の物品俄に六拾圓に下落し、忽ち財界に大恐慌を來し、金融逼迫事業沈滯して、商家の破産、閉店、支拂停止等頻々相繼ぎ、人心恟々として爲す所を知らざる世となりたり、新治郎の明、早くも之れを看破したるは、其先見洵に感くに堪へたり、卽ち明治十四年と十六年とは、物價の上に

藤原源作肖像

變動あり、十六年は物價都て下落したれば、貯蓄したる金員に自然價格を持ち、大に利益ありしなり、夫れ商業は猶戰ひの如し、進みて利なることあり、退きて利なることあり、進退の宜しきを見るは、商業上の見込といふものにして、凡商の知る能はざる所なり、新治郎が一時商業に手を退きたるは、經濟上に實驗ありて、時勢を看破するの明ありといふべし、新治郎不幸に遇ひ、一時家道衰微せしと雖、肴商の薄情に激して、忽ち之れを挽回せしのみならず、倍々隆盛に至らしめたり、乃ち知る薄情なる肴商は、新治郎を導き且つ戒めて、衰勢を挽回し家道を興隆せしめたる、眞師嚴師なることを、實に人は心の持ち樣によりて、何種何樣の人も、己が師となすを得るものなり、請ふ新治郎の事に鑑みよ、新治郎明治十六年を以て京都の支店に殆す、當代に至り、蓄財を散じて商業を營みしに、財寶に價格を有して、資本豐富なれば、營業隱て盛大なり。

藤原忠兵衛源作の事

身を窮苦の餘に起し、徒手百萬の富を博せし者、世其人に乏しからず、而も其手段往々正道を逸し、世の譏議を免れず、投機に依らず、結託に依らず、專ら堅實の意志と、勤儉の行爲とを以て之れを得たる、藤原忠兵衛源作の如きは、洵に商界の珍とすべきのみならず、亦以て後進の範とするに足るものあり、源作は文化六年十二月八日を以て、蒲生郡八幡町に生る、父を岡田九兵衛と稱し、母をまきと云ひ、干鰯問屋を業とす、一兄二弟一妹あり、兄家を承け、父の名を襲ぎ、弟重兵衛は、神崎郡能登川村馬塲嘉兵衛に養はれ、次弟五郎兵衛別に一家を爲し、妹つぎ同町北村次郎右衛門に嫁せり、岡田家は由來屈指の富商なりしが、父九兵衛に至り家運衰微し、資を三子に分ちて業を營ましむる能はず、源作は遂に京都醒井松原上る藤原源兵衛の養嗣子となる、時に年二十、藤原家は鍵屋と號し、帷子の摸様付を營み來りしが、源兵衛に至り家業を顧みず

して、挿花抹茶等の遊藝を事とし、唯家屋敷を餘すのみなりき、源作既に實家の衰微に遭ひ、今又此の否運に遇ふ、而も精敏なる頭腦と、堅實なる意志とを有せる身は、益奮勵し、誓つて頽勢を挽回せんと欲し、即ち從來の帷子店を閉ぢ、新に木綿店を室町通松原上る處に開き、鍵屋の號を用ひ忠兵衛の名を稱せり、是れ今日京都市に高名なる鍵忠稱號の起源なり、源作が此の業を創めたるは獨り營利の目的のみにあらず、一種の見識を有せしが爲なり、即ち平生奢侈の二字を厭ひ、家を破り國を亡すは、奢侈の增長に在りと確信せし故、自ら絹布類を販ぎて、奢侈を增長せしむるを好まざりしなり、恰も好し此の時水野越前守老中となり、驕奢の時弊を矯めんとし、絹布禁制の令を布きしかば、營業未だ久しからずして、世の信用を博し、其の取引する所近畿のみならず、鍵忠の名は遠く四國九州に及び、天保十一年の頃には、全く負債を償却し、新に烏丸通五條上る處に家屋を購ひ、業務の擴張を爲せり、現に藤原商社の在る所なり、爾來誠實を主として業務を

營み、傍ら正確なる金錢貸付をも爲し、毫も投機的事業に手を出さず、又官人に結託して利を求むるが如きは、之を陋とし、獨立獨歩、營業に從事し、商運益隆盛に赴けり、然るに齢四十を越にんとする頃、偶痲質斯病にて脚部不隨意となれり、是れ一大不幸にして、將に大に伸びんとする事業に對し、尠からざる打撃を與へたれども、源作は此等の爲に、毫も挫折することなく、益其の業務に專心し、他日成功の基を確立したりとすれば、不幸も强ち恨むべきにあらざるなり、其後源作は足京都を出でず、日夕商店に坐して店員を督勵し、販路を開き商品を攻め、一身内外の事務を總攬し、毫も倦むことなかりき、明治維新の際、窃に薩長の志士と交り、或は金品の調達に應じ、或は謀議に參與し、秘密の運動を助くる等、心を皇家に盡して、幕府の嫌疑を蒙りたること、一再に止まらず、此の間の消息をして世に傳はらしめば、史上幾多の光彩を放ちたらんも、源作は終身之れを口にせざりしのみならず、當局の其事情を徴することあるも、謙讓して應ぜざりしは、世の虚名に趨る者に比すれ

ば、其の心衛孰れぞや、明治十四年に至り、財産全額を四分して四子に配與し、各一家を爲し、共同して木綿商を營ましむること舊の如し、二十二年改めて藤原商社と名づけ、益營業の鞏固と事務の敏活とを圖りしが、二十六年七月商法の實施と共に、藤原四家、忠兵衛、忠之助、源之助、忠一郎の合資組織とし、新に登記を受く、是れ京都に於ける會社登記の嚆矢なりといふ、藤原家の基礎は、此に確立して磐石の安きを致しゝかば、源作は是れより悠々日を送り、慈善的、公共的事業に力を盡し、社會に貢獻せし所擧ぐるに遑あらず、而も尚過絶なる精力を以て、商社の經營に用ふる舊の如くなりき、明治三十三年十二月十日病起り、越えて二十五日眠るが如く逝きぬ、享年九十有二、嗚呼源作の生涯、勤儉忍の三字を以て一貫し、世俗と逆ひ、風潮に背き、奢侈といへる敵に對しては、全力を揮ひて戰ひ、自己の信ずる外に物なく、自己の外に人なく、自己の信ずる外に物なく、儼然として守る所ありし、關西の商傑藤原源作の一代は此に終りぬ、而も其の遺し〳〵巨萬の財産と、嚴正なる家風とは、長く百世に傳り、死して死せざるものとして存すべし、訃音一たび傳はるや、奥羽北海の端より、四國九州陰陽二道に至るまで、吊詞陸續として到來し、近畿諸國及び、三丹地方より來會するもの千百十八人、洛東永觀堂の墓域に葬る、壽光院量空明覺石敢居士の墓標は、千秋の後、永く斯の堅實勤儉なる商界の成功者を想はしむるなるべし、今其言行の一班を左に叙列す亦以て全豹を察するに足らん。

源作甫て十七、錢壹貫文を懐にし、木曾街道を經て、甲信二州より上毛に入り、碓氷峠の險を攀ぢ、東山道を跋渉して歸る、風餐露宿、乞食と誤られ、盗賊と疑はれ、窮苦辛酸名狀すべからざるものあり、老後時々此の事を語りて曰く、苦絶酸絶の境、人もなく物もなし、唯我あるのみにて、直に天地と合躰するの感ありと、言淺近と雖も、無限の眞理を含むといふべし。

源作は寡言にして、交際に不自由なる程、沈默を守る人なりき、其の容易に發せざる言語には、毫も虚妄を見出す能はざるのみならず、言行一

致を以て評するさへ、尚未だ當らず、行ひて後にあらざれば、言はざる人と云ふこそ至當なれ、又面從後言は、最も惡む所にして、忌憚なく忠告し助言すといへども、其の人去りたる後に論評をなす如きは、生來未だ曾てあらさりきとぞ。

源作の行爲は、多く保守的なりしも、其の頭腦は活動して、暫時も止むの時なかりき、蓋し銳氣一身に滿ちたりし故ならん、卽ち人來りて新年の賀辭を述べて、尚本年も相變らず云々と套語を用ふれば、曰く、相變らずでは芽出度もなし、變りてこそ進歩もすべく、又樂しくもあるべけれと、以て飽迄も活動的氣象を有せしを見るに足らん。

源作は、過絶なる忍耐力を有せし人なり、嘗て商用を帶び三丹地方に赴き、宮津より歸京せんとせしに、雪底僅に二朱金一個あるのみ、卽ち早朝出立し、普甲峠の峻路を攀ぢ、由良河畔に沿ひ、飢渇を忍びつゝ三十六里の路を辿り、夜更けて歸宅せりと、其の健脚にして不屈の忍耐力ある此の如し。

源作は、如何に感情の激したる際に於ても、疾言遽色せず、店員婢僕等の過失あるを見るや、徐に之を招きて、諄々と訓戒を加ふるのみ、又商業上損失の來らんことを豫知せる際には、百方考慮して之を避くべき道を講じ、事如何ともすべからざるに至りては、亦敢て動かず、悠然として他日の挽回策を研究し、決して其の損失を口にし、所謂死兒の齡を數ふるの愚を爲さゝりき。

天龍寺の滴水禪師、嘗て司馬温公の語を書し之れを授く、曰く、積レ金遺二子孫一、子孫未レ能レ守、積レ書遺二子孫一、子孫未レ能レ讀、不レ若積二陰德於冥々中一作二子孫長久之計一と、源作拳々服膺、揭げて座右の銘と爲し、終生陰德を積み、守錢奴と呼ばれ、鬼忠と稱せらるゝも、敢て顧みずして、識者を天下後世に俟てり。

源作は、純然たる商人にして、而も舊思想舊風習によりて養はれたる人なり、然れども其の心事所謂商人根性と異り、胸中常に綽々たる餘地を存し、多く儒士文人と交れり、雨森白水、神山鳳陽、中西耕石の如き、

最も親交ありて時々相會し、雅懐を語るを樂めりとぞ。

維新の際、長門藩主毛利敬親公、微行して源作の宅を訪はれしこと再三あり、伏見鳥羽の戰起る前數日、忠四郎に命じ、番頭三人を隨へ、巨額の金を薩摩藩邸に齎し往かしめたることもあり、又先帝男山行幸の前夜、長州の藩士某々等二三人打連れて來訪し、奥座敷にて長時間の密談を凝しゝこともあり、丁稚佐吉は、兩三回も藩邸なる岩下方平氏へ、狀函を携へ往きしこともありき、然れども此等の事情は、死に至る迄一度も語りしこともなく、隨ひて證跡の尋ぬべきものなし、唯源作が蓄財は、無意義のものにあらざりしを思ふべきなり。

源作壯年の頃より、絹布を纏ひしことなく、常に地質の堅固なる綿服を用ひたり、明治二十九年、齢正に八十八、親戚故舊を招き壽宴を催す、此の時家人の勸により、養父母の靈牌に向ひて之れを告げ、始て絹の紋服を着せり、爾來日常にも漸く秩父縞などを用ふるに至りぬ、又飲酒と喫烟は最も嫌忌せし所なり、蓋し此二者は、嗜好の極耽溺に陷るべきを恐れてなり、青樓に登り賤妓と戯るゝ如きは、生涯一度も之を爲したることなし、其の操守の堅實なる概ね此の如し。

源作或日、神戸日本精米會社の總會に臨まんとて、塚本忠行と約し、前八時の汽車を以て、七條驛を發することゝなれり、定刻に先だち、塚本氏中等切符を求め、待合室にあり、しかば、獨り車室に入りて神戸に達すれば、源作が從者に扶けられて下等室より降り來るを見る、忠行大に之れを愧ぢ、其の勤儉に感じたりといふ。

源作既に百萬の富を致し、京阪地方屈指の豪商と稱せらるゝに至りても、尚質素なる居宅の外、一の別莊をも有せず、常に曰く、如何に宏壯美麗の邸宅を營むも、軀躰を横ふるは、疊一枚に過ぎざるべく、又衣は寒暑を凌げば足り、食は腹に充つれば可なり、人生は夢の如し、一朝命窮りて形骸黄土に委せば、何ぞ衣食あらん、況や邸宅をやと。

源作は、他人の窮困を見て、徒に同情の念を抱くのみならず、其の窮困

を教ひ、適當の業に就かしめんと、熱心斡旋するを常とせり、嘗て堀田瑞松といへる彫刻師をして、家を興し業を營み、遂に都下の名匠とならしめ、又山科屋清八の貧困を憫み、山科屋相續講を組織して、之れを救ひし如き、其の實例枚擧に遑あらず。

源作は、公共事業、慈善事業、神社佛閣の保存等に對し、金錢物品の寄附を爲し〳〵こと頗る多しと雖、固より虛名を博せんが爲にあらず、又營業の廣告を爲さん爲にもあらず、信仰の念、惻隱の情溢れて、事の此に出でしものなれば、其の姓名の世に顯はるゝを恐れ、現に火災救恤に際し、銀盃の下賜ありし以來、如何なる寄附金にも、必ず匿名を用ひたりき。

往年醒井松原上る住吉町（源作當時の住所）佐々木某より、町内へ擔保品となりたる地ありしが、終に町有に歸し、町民之れを持て餘せる姿あり、是に於て私財を擲ちて、家屋を該地に建築し、他人に貸與して、借家料もて辨償の方法を定め、大に町内の福利を增進せしめぬ、今も十三軒長屋と稱し、共有物として、遺澤に浴しつゝある。

る應仁以來の大亂にして、洛の內外悉く兵燹に罹り、妻子離散し、老幼道途に餓うるの慘狀を呈しぬ、源作此の有樣を見て、同情の念抑へ難く、私財を投じて窮民を賑ひ、又明治六年稻荷燒の災ありて、數千戶烏有となる、此の時亦米穀を購ひて、罹災の民を救へり、官賞するに銀盃を以てせらる、十二年戰後の疲弊交々至り、米價暴騰、金融必迫、細民の困苦、其の極に達するや、倉を開きて救恤し、尙濃尾の震災、十津川の水災、三陸の海嘯の如き、其報を聞くや、直に金員を寄付する所あり、而して、毎年十二月には、餅米數石を購ひ、之を小餅に製して、區內の貧民に惠むを常とし、終生止めざりき。

西川重威肖像

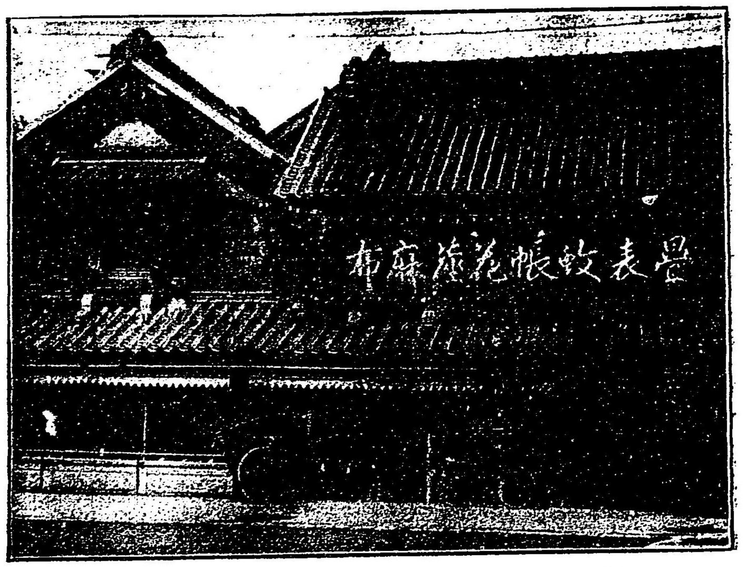

（前年余有百三）店支シセ始開ノ中年長慶

西川甚五郎庭園

西川甚五郎重威の事

諺に曰く、長者三代と、蓋し創業其の人ありと雖、守成其の人を得ず、祖先積年の勤倹に成立せる基業も、子孫一朝の驕奢によりて衰頽するを云ふならん、西川家の如きは然らず、創業固より其の人あり、守成亦其の人を得たるを以て、年を累ね代を重ぬる毎に、愈益繁昌し、就中第十一代甚五郎は、幕府倒れて王政復古し、明治革新、経済界變動の世に際し、曾に舊繁昌を保維せしのみならず、又能く新發展の機を進めたり、是れ創業守成の才を兼ぬる者といふべきなり、西川家は世々甚五郎と稱す、初代甚五郎は永祿五年を以て蒲生郡南津田村に生れ、天正年中に至り、八幡に移轉して、蚊帳を販賣せり、豐臣秀次八幡山築城の時、大工組と稱し、工務監督の命を受け、又同地堀川筋輸出入調査役に任ぜられたりと日記に在り、九十三歳にして歿す、第二代甚五郎は、見る所ありて遁々江戸表に行商を試みたり、是れ元和年中なり、其の後、日本橋通壹町

目一番地を相し、支店を開き、蚊帳疊表緣布を販賣せり、抑蚊帳は八幡特有の物産にして、其の創始年代未だ詳ならざれども、最初大和奈良に始りたるを以て、奈良蚊帳の稱あり、慶長元和の頃より、八幡に於て製造すといふ、寛永年中營業者拾參戸、茲に始て仲間を組み、其の發達を圖れり、二代甚五郎意匠を疑らし、地を萠黄染に、緣を紅布として販賣せしに、頗る世人の嗜好に適し、喝采を得たり、是れ蚊帳地を萠黄色となしたる嚆矢なりとぞ、元祿年中蚊帳問屋株を定め、享保十七年更に二十二戸を增し、前者を古組と名づけ、後者を新組と稱す、元文四年又十二戸を增し新々組と云ふ、總て四十七戸、寶曆九年右三組の外、蚊帳營業を禁ぜらる、爾來逐年盛大となり、文政八年蚊帳製造高壹萬參百五拾正、價格七千六百九拾參両、天保八年壹萬千貳百五拾正、價格九千百五拾両、慶應元年九千貳百五拾正、價格貳萬貳千貳百參拾七両、明治參年五千八百五拾正、價格壹萬四千六百七拾両なり、明治維新前に、斯く多額の販賣を爲しゝも、天保弘化の頃より、越前に於て製造を始めたる爲、

八幡蚊帳漸次衰運に向ひたり、明治十一年營業者僅に五戸、同十五年以後悉く廢業したれど、獨り西川家は、守成宜しきを得、連綿として繼續せり、殊に十一代甚五郎は、八幡蚊帳衰運の時に際し、銳意挽回策を講じ、工場を八幡に設け、製織器五拾臺を据付け、多數の工女をして製織に從事せしめ、以て製造の改良を圖り、且つ當國長濱、和州奈良、武州、藝州等各產地の蚊帳を買收し、大に販路を擴張せり、卽ち明治維新後東京京都大阪等に支店を增設し、本支店六ヶ所に於て販賣す、販路は今や內國各地及び北海道、臺灣、朝鮮、上海等にして、其の買收する內國各地產の蚊帳は、其の產額の半數以上に達し、之れを八幡蚊帳と共に賣り捌きつゝあるを見れば、全國需用の大半は、西川一家の供給する所といふも溢言にあらざるなり、豈亦盛ならずや。

第十一代甚五郎は、嘉永元年十二月十六日を以て生る、資性溫厚、己を持する恭儉にして、銳意家業の發展を圖り、商品の改良、販路の擴張に努め、其の奏功顯著なるは、前段記する所の如し、而して當時我が近江

實業界の雄鎭を以て仰がれ、實踐躬行家として、高尙なる人格を有せるは、人をして商賈たるを疑はしむ、嘗て同地の皇學者、勤王家を以て著名なる西川吉輔翁に私淑し、皇學を修め和歌を善くせり、明治維新前、靖獻遺言を配布して、盛に尊王愛國の精神を鼓舞し、爲に幕吏の嫌疑を招きたることあり、以て其の志の存する所を知るべし、其の公務の經歷は、區長たり、縣會議員たり、衆議院議員たり、或は各種團体の委員、銀行會社の重役等、枚擧に遑あらす、又世に處し、家を治め、人に接する一斑を擧げんか、權勢に阿らず、貧弱を侮らず、吾が老を老として、人の老に及ぼし、吾が幼を幼として、人の幼に及ぼし、本支店二百有餘の店員僕婢を遇すること、恰も己の子弟の如く、愛撫存恤至らざる所なきを以て、彼等亦恩に感じ、敬慕すること父母の如く、人々皆能く忠實業に服し、荒怠相戒め、未だ嘗て店則に違反する者を出さず、嘗て一知人に語りて曰く、親戚知友の許より、珍味一片を惠まるゝことあり、其の厚意は多謝すべきも、心中大に困む所あり、余は却て大根一把を惠まるゝを喜ぶ、何となれば一片の珍味、數十の家人と共に賞味するを得ず、又獨り之れを口にするに忍びず、而も一把の大根は、一家の晩菜に供し、以て惠を分つを得ればなりと、此の一語は、店員僕婢に對する恩情如何を察するに足る、又人の羨望せる好地位ありて、己當るべき場合の如きも、先づ人を薦めて自ら避け、偏に他人の榮達を喜べり、其の實例多々之れ有れども、深く祕して世に知らるゝを求めず、否人に知らるゝを愧づるが如し、故に之れを知る者寡し、所謂已達せんと欲して、先づ人を達するものにあらずや、生來義俠心に富み、正を助け邪を斥け、强を抑へ弱を揚げ、意氣常に昂然たるは、鷄群の一鶴、到底錙銖の利を爭ふ尋常商賈の及ぶ所にあらざるのみならず、世の志士と稱する者と雖、後に臆若たらざるを得ざるなり、又國家社會の爲には、一擲千金毫も意とせされども、自ら奉ずること極て儉素にして、食は腹に充つるに取り、衣は躰を覆ふに取り、住居の如きも務て華美を避け、始て本店を訪ふ者をして、是れ果して西川の本店かと、疑驚せしむる程の質朴古風なるもの

なり、其の瀧車旅行を爲すや、多くは赤切符を用ひ、車中時に茶若は麥酒を飲むことあれば、空瓶を携へ歸りて、貧者に與ふるを常とす、敢て天物を暴殄せず、よく廢物を利用する、其の細心感するに餘りあり、彼の空瓶を車窓より投棄し得々たるものと、固より日を同じくして語るべからず、其の他、力を公益に盡したること亦甚だ多し、中山道に達する新道の開設、八幡銀行及び製絲會社の創立、堀川筋の改良浚渫等は、世人の最も德とする所、日露戰役に際しては、國債の募集、軍人家族の保護等、當局者を助けて好果を得しめ、郡敎育會が、戰時紀念文庫を八幡に設けんとするや、率先して秘藏の書籍十五箱二千餘卷を寄附したる等、其の重なるものなり、晩年家名を嗣子に讓り、名を重威と改む、平生最も和歌を嗜み、明治十六年の頃より、比牟禮社を起し、同志と月次會を開き、大に斯道を奬勵せり、然れど深く實業を重んじ、國力の發展に留意せしかば、常に歌友に向ひ、決して各自の業務を忘る勿れ、且つ歌道を嗜むは、愛國心を養ふものなり、必ず之れを玩弄視する勿れと注意せ

源左右衛門筆

全人像

全人妻像

り、世の所謂歌人と其の趣を異にせるは、此の一言及び自詠の和歌、之れを證する足る、歌に

千萬のふみは讀むとも家の業
　おこたる人を友とす那ゆめ

明治三十八年四月十一日歿す、享齢五十八歳、歿するに臨み遺言して、縣立商業學校に五百金を寄附せしめ、其の他の方面にも寄附する所頗る巨額なりき、西哲いへり、人生の長短は、年月を以て計るべからず、當に功程を以て度るべしと、されば在世五十八年甚だ長からずと雖、其の間家國の爲に盡したる多大の功績は、千歳泯沒せず、斯の人眞に長壽を保てりといふべきなり、當代甚五郎よく其の志を繼ぎ、熱心家業の擴張を圖ると共に、公共事業に盡瘁し、家道益榮に名望頗隆なり、現に縣下多額納税者中より撰出せられ、貴族院議員たり。

本支店の位置及營業左の如し

近江八幡町大字大杉　蚊帳蚊帳地

本店

東京日本橋通一町目　仝
仝　四町目　仝
仝日本橋區堀留町二町目太物　支店
京都寺町通松原上ル　紋帳、呉表綿青　支店
大阪東區本町一丁目　仝　支店
廣島縣尾道長江　疊表　青莚石油　支店
大分縣大分町大道　支店
仝　杵築町　青莚　支店

中井源左衛門光武の事

禍福は天より降るにあらず、地より生ずるにあらず、一に人心の和と不和とに在り、人心和すれば萬物和し、萬物和すれば天地の和應ず、福何ぞ臻らざらん、人心和せざれば萬物和せず、萬物和せざれば天地の變起る、禍何ぞ生ぜざらん、故に曰く禍福は門なし、唯人の招く所と、夫れ心和する時は自然喜悦を生ず、内に喜悦ある時は、聞見するもの皆心を慰めざるはなく、且つ能く吉兆の存する所を感知し、自ら元氣を生じて、萬事に勤勉なるが故に、遂に幸福の結果を得れども、若し心和せざる時は自然不平を生ず、内に不平ある時は、聞見するもの皆不平を増すの材料となり、縦令吉兆あるも之れを感知することなく、意氣銷沈して、萬事に怠惰なるが故に、遂に禍敗に陥るなり、人心の和豈に勉めざるべけんや、蒲生郡日野町大窪の商賈中井家は、永祿以降二百餘年、血統連綿として絶ず、同地屈指の舊家なり、初代は彦三郎と稱す、永祿十二年蒲

生郡大塚村に生れ、後日野に移住して、日野椀の製造を營みしが、五代の孫源左衛門に至り、知人某、源左衛門の人と爲りを信じ、資金を貸與し賣藥商を勸めしかば、源左衛門は其親切に感じ、日野椀の職を廢して、近國に賣藥行商を始めたり、六代源左衛門の時に至り、稍家政を整へけるが、當時は猶微々たる一商賈に過ぎざりき、七代源左衛門光武は實に同家中興の祖なり、天資篤實にして、平生和氣面に溢れ、事物に觸れて喜び勇み元氣旺盛なる人なり、常に父祖の遺業なる賣藥業に從事し、近鄰近在を奔走せり、偖日野の東方程遠からぬ所に一大山あり、綿向山といふ、眺望絶佳なり、一日源左衛門は、商用ありて、未明に家を出でしに、朝の間は雨氣滿天、頗る鬱陶しかりしが、商用を濟ませ歸途に就ける頃は、一天雲なく晴れ渡り、時しも菊月にて、氣候も寒からず暑からず、眞に爽快なる好天氣とぞなりにける、此の時源左衛門は、恰かも綿向山の麓を通り掛り、偶と仰ぎ見れば、山色殊の外麗かなりしに、登山の念勃如として禁ずべくもあらず、直ちに歩を移して頂上に達し、据りよき岩に腰打ち掛け、四方の景色を眺むれば、野生の菊花は、雨の名殘の露を帶び、日に映じて燦然たり、樹々に飛び遷る小鳥は、好音を哢して喈々たり、源左衛門は此の間の好景を賞翫し、精神益爽快を感じ、恍惚として身動きもせざりしが、暫くして岩を下り、東に西に徘徊し、時の移るをも知らず、と見れば夕陽已に斜なりしとて、愛を割き足を早めて下山したり、漸く麓に至れる折しも、何人の置き遺れけん、細道の傍に、鉞に菊花の括り付けたるを認め、常に事物に觸れて喜び勇む源左衛門は、忽ち大に喜び、嗚呼好き物をこそ見つれ、鉞に菊を括りしは、好き事を聞くと解き、又花の開きたるは、吾が商運の開くなり、吉兆なる哉、瑞相なる哉とて、手の舞ひ足の蹈む所を知らざる迄、喜び勇みて歸宅しけり、實に好き解釋ならずや、源左衛門は此の吉兆により、欣然として商業を改め、資本を一方に纏めて米商を始めしに、賣買する毎に、幾程なく富鉅萬を累ぬるに至れり、當時源左衛門屢京都大阪に往來せしが、大津京都間の道路は、

凹凸甚しく、降雨の時は泥濘脚を沒し、往來の人馬共に困めり、時に車牛とて牡牛に大なる荷車を挽かする者多かりしが、源左衛門一日上京の途次、雨天に際して泥濘殊に甚し、牛の車を挽きて坂を上下し喘ぎ苦むを見て、憫然の情禁じ難く、遂に巨額の資を投じて、京津間に切石の軌道を造り、往來の便を開きたり、俗之れを車道といふ、現今は全く取り除きて其の跡なし、源左衛門常に神佛を信じ、社寺に寄附せしこと枚擧に遑あらず、就中吉兆紀念の爲、京都祇園の拜殿に倣ひて、錦向神社の拜殿を建立し、又南山王の社殿を改修したるが如き、其の重なるものとす、後奥州仙臺に支店を開き、毎年自ら赴きて整理を爲し、八十有餘の高齡に至る迄娶錄として、商業を營めり、文化二年九月歿す、享年九十、源左衛門吉兆に感じ、喜び勇みて轉業し、勤勉事に從ひ、以て豪富を致し、又積みて善く散じ、社寺及公益に投資し、九十の高齡に達して歿す、實に幸福の人といふべし、心常に和して、喜悦内に滿つるにあらざれば焉ぞ能く斯の如きを得んや。

當代源左衛門は十三代目にして、京都に支店あり、商業盛大、家運隆昌なり。

日野町南山王山上の碑

近江國、蒲生郡、日野鄉、南山王之神祠者、天台宗、桑實寺中、正壽院行賢法印、與二鄉人一構建、以爲二一鄉之靈鎭一也、祠舊在二大將軍野一中、還二今之地一、祠前闢二馳道一、廣一丈二許尺、長六十丈餘、經營倍レ舊、爾後至二寬延中一、修葺五回、遷座儀範正壽院僧當二其職一、他方巫祝不レ知二來由一、有下安欲レ奪二社地一者上、爭訟三年、明和辛卯、遂奉二官裁一從二前規一、既而神祠荒廢、安永癸巳、鄉之名族中井光武嘆レ之發憤募レ衆、遂竣二修造之功一、殿宇輪奐、神威赫奕、又植二檜三千株一、蓋備二後來修補之用一也、頃來光武乞レ記二其由一、嗚呼崇修之勤、不レ失二其時一、尊神之靈、昭二于宇宙一、則固不レ俟二吾文一而禎祥傳二永世一、洪福蔭二一鄉一也必焉、以レ此爲レ記、時享和元年辛酉秋九月也。

正二位前大納言藤原朝臣愛親撰并書

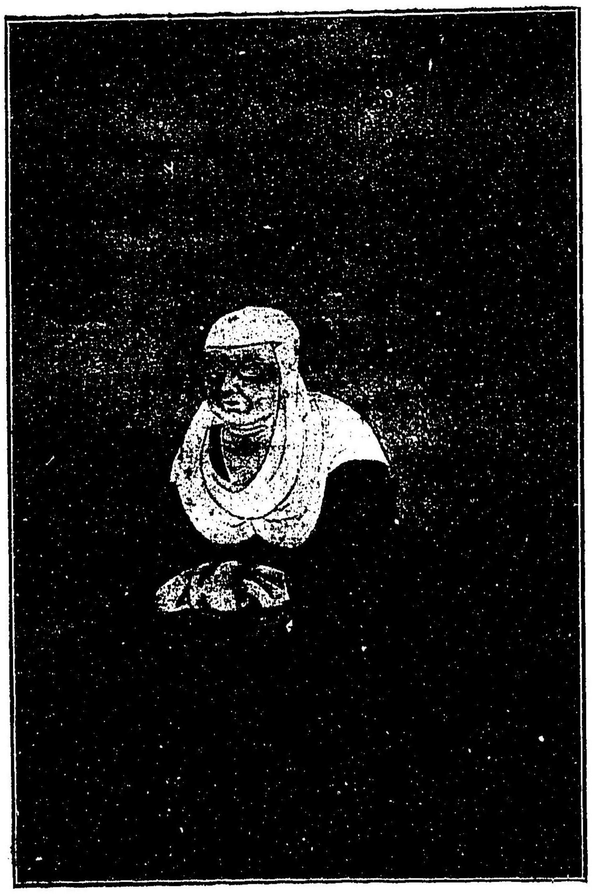

初代玄三像

仝人妻像

初代玄三筆

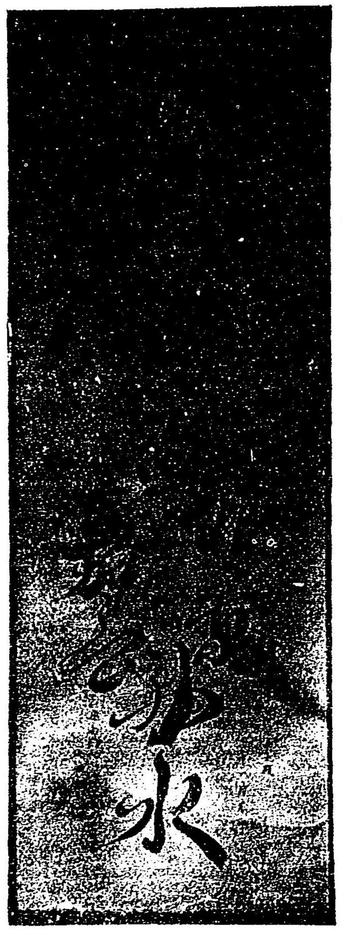

伊藤東涯書

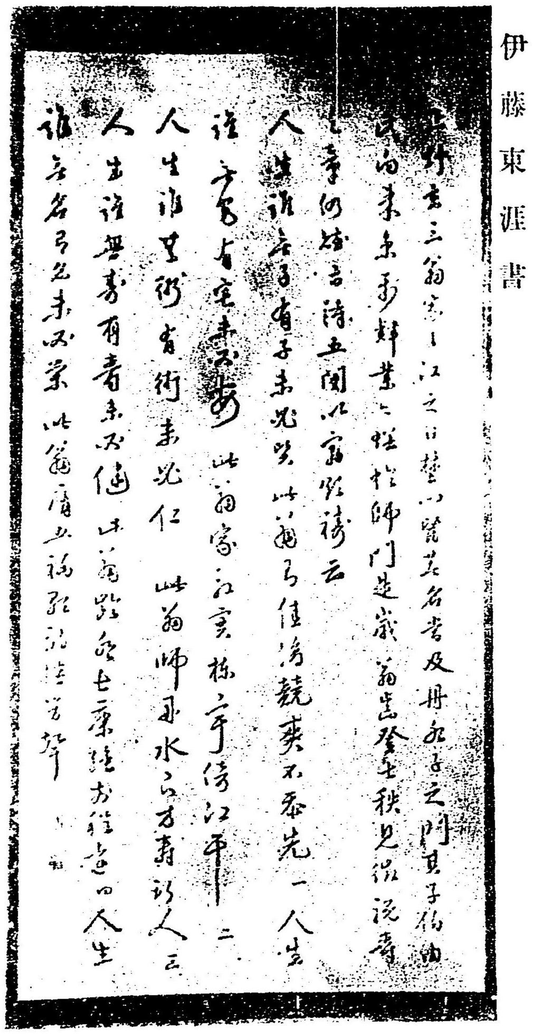

現代玄三像

正野玄三の事

昔時封建の世、士人は金錢を口にし利益を語るを鄙劣とし、算法計理は、寧ろ知らざるを貴べり、故に商賈の常に金錢を手にし利を事とせるを見て、頗る之れを賤みたれども、是れ愚の甚しきものにして、封建尚武の餘弊といふべし、商は有無を通じ、需要の百物を、世人に供給するものにして、吾人が要する日用百般の品物、求むるとして得ざる無きは、商あるが爲のみ、商の便益を世人に與ふる、豈至大ならずとせんや、古來醫を稱して仁術と爲せば、今商を目して仁道といはんも亦不可なきなり、而も醫の仁術たるは、一時的卽ち疾患の時のみ、商の仁道たるは、不斷的卽ち日常平生に在れば、則ち商は醫に比し、優るあるも劣るなきを知るべし、但商にして世人の便益を思はず、世を欺き人を騙し、暴利を貪る者、之れを奸商といふ、奸商は曾に賤む可く惡むべきのみならず、實に商界の罪人なり、否社會國家の罪人なり、正野玄三醫術を左にし商業

を右にしたるは、卽ち仁を以て世に立んと企てたるものにして、卓たる識見あるものと謂ふべし、玄三は蒲生郡日野町正野源左衛門の三男にして、幼名を萬四郎といふ、累代農業を營みけるが、玄三年十八歳の時、農業の利薄くして、家を富ますに足らざるを知り、農を去て商となり、越後に赴きぬ、大屋某に從ひて商業を學ぶ、幾ばくもなく父歿して鄉に歸り、善く母に事ふるを以て稱せらる、後、日野漆器及び茶を齎し、東北諸國に行商せしが、母の病を聞きて歸省し、看護懈らざりしかども、荏苒痊ゑず、醫能く治むる者なしと、因て母を奉じて上京し、大醫名古屋丹水先生の治を請ひ、卽ち快癒せり、萬四郎深く之れを德とし、且つ自ら思ふやう、吾多年旅商を營めども、得る所未だ多からず、區々として細利を事とするは、男子の愧る所なり、豹は死して皮を留む、人は生きて名を揚ぐべし、吾が祖に宗悅といへる者あり、眼科醫を業として大阪に住し、其名遠近に知られしと聞く、吾れ亦儒醫の術を學び、名を成し資を得て後、商賈を爲すも晩からず、吾れ不敏且つ年已に長けたれども、

精神一到何事か成らざらんと、決然鄉を辭し、笈を負ひて京に赴き、伊藤東涯先生に謁して、胸中を打ち明けしに、先生大に其の志を嘉みし、懇に指導せり、又丹水先生に詣り、固く師事せんと請ふ、先生亦其の志に感じ之れを諾す、實に元祿六年にして、萬四郎時に年三十五なりき、爾來萬四郎乾々講讀、夜以て日に繼ぎ、螢雪數年業大に進む、元祿十一年薙髮して名を玄三と改め、京都に住し專ら醫術を勵みしが、聲譽大に著れ、開業日尙淺きに、治を請ふ者四方より集り、醫業頗る隆盛なりき、寶永二年法橋に任ぜられ、尋で法眼に進み、從六位下に叙せらる、後、致仕して鄉に歸り仍ほ醫を業とせり、玄三嘗て熟思すらく、吾れ曩きに醫術を學び、名を成し資を得て後、商を營むも晩からじと思ひたれど、能く考ふれば、醫は仁術にして利を射るものにあらず、且つ子孫必ず醫を學びて、吾が志を繼ぐに限らず、是れ子孫の長計にあらざるべし、今より商賈に轉ぜんか、醫を學びし多年の功勞を空しくせん、去りとて醫に終らんか、吾が代は兎も角、後世子孫の爲ならずと、種々思ひ凝らせ

るうち、忽然として悟る所あり、曰く、商と醫と両ながら全くせんには、賣藥業を創むるに若かず、賣藥とは、物の表裏の如し、且つ吾れ往年、東北諸州に行商せしに、山僻海陬往々醫藥に乏しく、人々命に非ずして斃るゝ者、幾許なるを知らず、一念此に及べば、惻然たらざるを得ず、今、丸散諸藥を製して、廣く四方僻陬の地に售らば、亦民を濟ふの道なり、然り々々と、遂に心を決して、是れより醫業の暇には、藥を製して賣り捌けり、實に元祿十四年にして、是れを日野賣藥の濫觴と爲す、其の後玄三は、醫を營みつゝ廣く他國に行商せんの志あれど、心に任せず過ぎけるに、一日客あり來り勸めて云ふ、近來米相場大に流行す、先生齷齪として賣藥を爲さんより、相場を試みなば利を得ること多からんと、玄三は物に膛若せぬ性質なれば、隨分面白からんとて、米相場に手を出し、又た藥品の相場をも試みしに、僥倖にも二三回勝利を占めたり、斯くて寶永五年春の頃、實に面白しとて、以前と違ひ、最も大層に相場を試みしが、實に慾は迷ひの本なり、勝に乘じて增長せし折柄、忽ち一

敗地に塗れ、今は百計盡き果てゝ、復た如何とも詮術なし、玄三は決する所ありて云ふ、吾れ慾に迷ひて損耗を來しゝかど、今にして止らば、當初の目的に背くのみか、里人に對しても面目なし、且又子孫に遺す財寶もなければ、寧ろ家財を洗つて資金を拵へ、再び相場を試みて、勝敗を一擧に決せんと、夫々の人に談ぜしに、危險なりとて止むる人多けれど、玄三從はずして云ふ、若し此上不運にて敗を取らば、醫の一方を勵みて、子孫の計をなさん、幸に勝を得ば、吾が目的の如く、醫と商とを兼ねて、子孫の繁榮を期せん、某の意既に決せり、復た言ふ勿れと、遂に最後の一大相場を試みしに、商算圖に中り、舊損を回復せしのみならず、多大の利益を得たり、されど玄三は斷然之を廢し、後、家訓一篇を錄し子孫に遺すに當り、其中に、相場は後世子孫決して爲すべからずと誓め置けり、夫れ人實驗なければ實績擧らず、實驗せし事柄を參酌して、其の是を取り、其非を捨つべし、而して時と場合とに依りては、失敗に屈せず、勇進して志を達すべく、縱令勝算あるも、其非を知れば、勇退

して堅く守るべし、玄三の勇進と勇退とは、眞に商機活用の術を得たりといふべし、玄三既に相場を廢し、醫と商とを兼業とし、終に江戸に寶藥を弘め、且又在京中廣く交際せしかば、知人の勸めによりて、諸國に支店を設け、又萬病感應丸及び萬應丸の二藥を創製し、正德四年正月より發賣せしに、効驗神の如く、好評嘖々、脚なくして走り、翼なくして飛び、忽ち海內に播まれり、又玄三書を丹水先生に學び、其の蘊を極む、其の自ら書する所の萬病感應丸及び萬應丸等の文字、今尙ほ其の包裹紙の上に躍如たるを見る、是より先き丹水先生歿し、子玄篤嗣ぐ、享保八年玄篤亦た歿す、玄三約を蹈みて、長子源七を名古屋家に婿とし、玄篤の後を繼がしめ、次子猪之五郎をして家を繼がしむ、玄三晩年居を洛東聖護院村にトし隱棲す、之れを玄三堂といふ、神農の像を作り、朝夕之れを拜し、醫書を繙き又和歌漢詩に餘念なかりき、享保十八年六月七十五歲を以て此に歿す、嗚呼玄三三十五歲にして始て醫を學ぶ、誰か其の晩學に驚かざらん、而も數年にして業を卒へ、醫名遠近に聞え、治を求むる者門に滿つ、遂に法眼に任じ、禁闥に出入するに至り、致仕鄉に歸りて、醫と商とを兼業とし、以て子孫長久の基を開けり、古人云ふ、志ある者事竟に成ると、玄三の謂なり。

當代玄三は八代の孫なり、能く祖先の業を繼ぎ、蒲生郡日野町村井に住す、縣下唯一の賣藥商なり。

高井作右衛門本宅

高井作右衞門の事

立身出世は、人々の大に欲する所にして、喪身敗家は、人々の最も悪む所なり、然るに世に現るゝ結果は、全く反對にして、大に欲する所の者、未だ多くこれを見ず、最も悪む所の者、續々踵を接ふ、蓋し前者は勤苦を經て成立す、成立の難きは天に昇るが如く、後者は安逸によりて致す所、其の易きこと毛を燎くが如くなれはなり、人苟も立身出世を欲せば、先づ心に確乎たる標準を立て、常に服膺して之れを失はず、一意勤勉以て其の業に服すべし、心に標準なくして漫然事に從ふは、恰も柁なくして船を行り、漂々乎として向ふ所を知らざるが如く、到底成功の彼岸に達するを得ず、殊に商人は、身を烈しき競爭場に置き、常に利中に奔走する者なれば、心に一定の標準を置かざれば、其の行爲、知らず識らず常軌を逸し、不義に陷り、世人に擯斥せられて、喪身敗家の結果を免れざるべし、而して標準を採るの法、或は神佛に誓願を立て、或は聖賢偉

人の行跡に倣ふ等種々あれども、就中其の最も可なるは、金言格言を採るに在り、金言といひ格言と稱する者は、聖賢又は學識あり經驗ある人々の、人を誨へ己を誡むる爲に唱道せし言語にして、天理人道に合し、含蓄深きものなれば、之れを標準として己の言行を律し、終始一貫之れを失はざれば、事業謬りなく成功期すべきなり、高井作右衛門は蒲生郡日野町松尾の人にて、元祿十二年を以て生る、人と爲り才智ありて、決斷力に富めり、家世々農を業とせし故、作右衛門も幼少の時より、田畠に出で、耕作の補助をなし、或時は草を野に刈り、或時は薪を山に採る等、相應の務に服せしが、此の頃より已に立身出世の志を抱けり、稍長ずるに及び、其の志抑へ難く、私に思ふやう、吾が家代々農を業とし、夙夜勤勉耕耘に從へども、今に至る迄資産饒ならず、幸に豐年に遭ふも、僅に一家の生計を支ふるに止り、餘裕を蓄へて臨時の備となす如きは、到底望むべからず、故に一朝凶年飢歲に遇はゞ、忽ち餬口に窮するに至らん、實に果敢なき生涯ならずや、吾れ立身出世の志あるも、今日の農

業にては利を得るに由なし、利を得ざれば家富まず、家富まざれば子孫榮えず、而も利を得るは、商業を舍て他に求むべからず、吾れ今より耒耜を捨てゝ牙籌を取り、利を得富を造り、以て子孫繁榮の基を開かんと、是に於て斷然意を決して商人となり、國産の麻布を賚して、遥々關東に赴き、武藏上野の間に行商を試みたり、時に作右衛門年甫て十八歲なりき、夫れ男子滿二十年に至らざれば、丁年と見做さゞるは、二十歲に滿たざれば智識不完全なるを以てなり、今日敎育普及の世、兒童も地理歷史を語り、道德法律を說くの時すら此の如し、況や封建時代未開の日に於てをや、當時青年輩智識の不完全なりしは、推知するを得べし、作右衛門山間の農家に生れ、專ら身を耕耘に委ねたる未丁年者にして、夙に立身出世の志を立て、決然商賈となりて、遠く關東に行商を試みたる、其の智識才幹、其の決斷力、豈亦驚くべきにあらずや、心に確乎たる標準を置き、自ら信ずる厚き者にあらざれば能はざるなり、爾來作右衛門は、關東に往來し、一意行商を勵み、資本增す每に追々手廣く販賣し、年々

巨額の利益を得つゝありしが、光陰矢の如く月日に關守なく、享保の二十年間は早くも過ぎて、今は元文元年と改まり、作右衛門齢三十八に達し、一廉の資産を有する身となりたれば、茲に上野國絲野郡藤岡驛をトし、始て支店を設け釀酒業を營めり、藤岡には舊來の釀酒家乏しからず、何れも相應の酒類を販ぎ居れるが、作右衛門は大に力を釀法に用ひ、醇良の酒類を薄利にて賣り捌きければ、忽ち繁昌して顧客四方より雲集し、世の好評を得、年々歳々莫大の贏利あり、終に豪商の伍に入りて、立身出世の志を遂げたり。

作右衛門終身妻を娶らず、甥某を養ひて嗣となし、自ら佛門に入りて清齋を修め、又常に役の小角の流を慕ひ、大和大峯に賽すること三十四回の多きに及べりとぞ、又常に人に語りて云ふ、業は勤むるに精しく、嬉むに荒むとは、古人の名言なり、吾れ終身此の語を服膺せり、諸君若し家を興さんと欲せば、當に座右の銘となすべしと。

作右衛門既に老を告げ、優游閒日月を送れるが、偶二豎の患に罹り病床に在り、其の自ら起さるを知るや、家人を枕頭に召して、已が幼にして志を立て、十八にして商となり、三十八にして支店を開き、以て今の身代となりたる其の間、艱難辛苦の顛末、幷に醇酒を販ぎて、舊來の商賈を壓したる者は、常に吾が事跡を記憶して、且つ曰く几そ吾が子孫及び奉公人たる者は、幾日も經ずして廢す、實に寶暦九年なり、享年六十有一、藤岡驛誡し、油斷なく商業を勵めよと、諄々遺天龍寺に葬る、嗚呼作右衛門幼にして志を立て、壯にして成功し、老て佛門に歸す、所謂功成り名遂げて、身退く者、其の人商賈といへども、其の行や士君子なり、若し夫れ其の成功は、終身格言を服膺して、標準とせしたる結果といふて可ならん。

現代作右衛門は七代の孫にして、質實謹厚の人なり、草場船山に學び、頗る學識あり、且經驗に富む、祖業を繼承し守成宜しきを得、慶應元年一店を勢州津に設け、明治四年一店を上州高崎に開く、藤岡支店と共に三支店あり、商勢何れも隆盛にして、家道益榮に、豪富鄉隣の稱首たり。

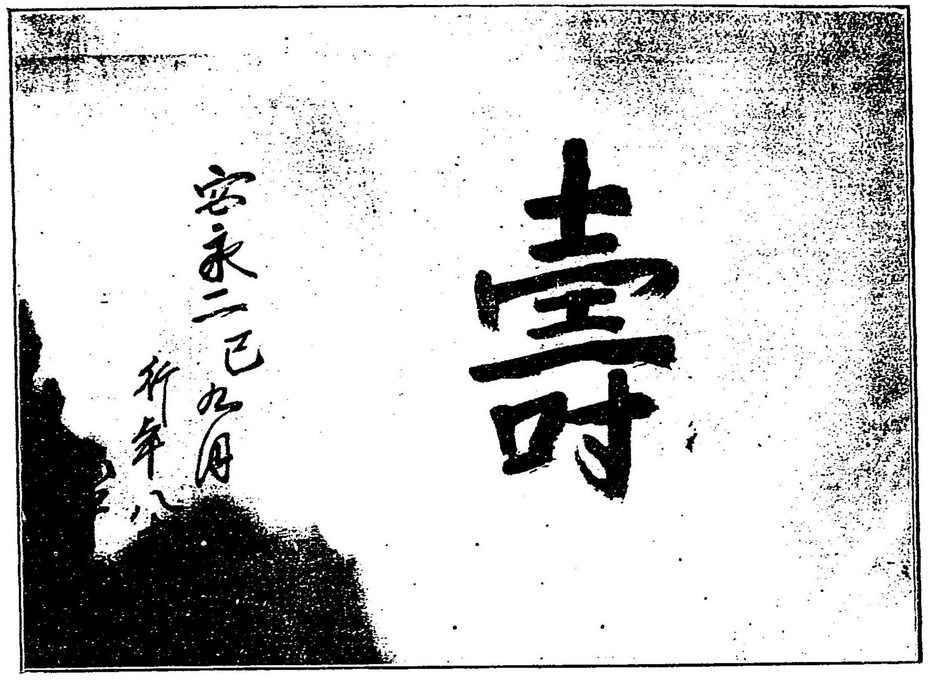

初代兵右衛門筆

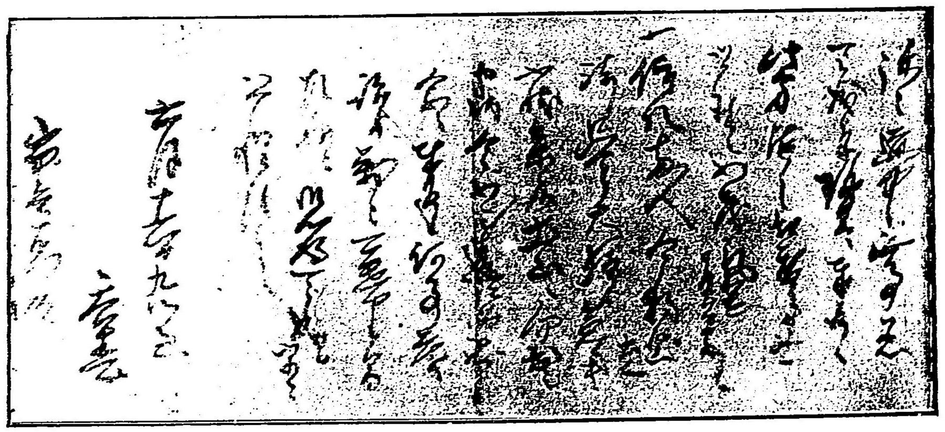

初代兵右衛門ヨリ二代兵右衛門へノ書狀

碑文

君姓高井、諱了岸、通稱作右衛門、以元祿巳卯、生江州蒲生郡松尾村、家世業農、君幼岐嶷、如成人、弱冠爲商、州産貢布、君躬負擔之、東行鬻于武藏上野二州、日夜勉厲、誓欲興業焉、元文丙辰君年三十八、開店于野之綠野郡藤岡町、以釀酒爲業、家道漸豐、一旦罹疾、疾日篤、自知不起乃聚子及孫族人諄々遺誡以各勵其業、無幾終歿、實寶曆巳卯四月十八日也、享年六十又一、葬于藤岡天龍寺、君終身不娶妻、以甥某爲嗣、甚信佛敎、常修淸齋、又慕役小角之流、蹇于和州大峯、凡三十四回、而其竭力生産數十年如一日、常語人曰、古人曰、業精于勤荒于嬉、吾終身服膺此言、諸君欲起家則亦當以爲警矣、七世孫昌言、囑余紀君之行實、勒之于碑、欲使其子孫宗族長勿忘遺德也。

明治十八年一月

肥前　舩山草場謙撰

京都　青地邦書